

ME J 1020

昭和二十六年三月

Ⅱ
152

教科用図書関係法令集

2-2
149

村上	54
----	----

152

文
部
省

Ⅱ-152

教科用圖書關係法令集

文部省調査普及局刊行課

II-152

目次

一 教科用図書

- 教科書の発行に関する臨時措置法：（昭和二十三年七月十日法律第百三十二号）……………一
- 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則：（昭和二十三年八月十三日文部省令第十五号）……五
- 教科書発行保証金として納付すべき金融債の指定に関する取扱規則：（昭和二十五年十月五日文部大臣裁定）……………二
- 文部省著作教科書の出版権等に関する法律：（昭和二十四年五月三十一日法律第百四十九号）……………三
- 文部省著作教科書の出版権等に関する法律の施行に関する政令：（昭和二十四年七月十六日政令第百七十一号）……………三
- 文部省著作教科書製造原価計算規則：（昭和二十四年七月二十三日文部省令第二十六号）……五
- 文部省著作教科書の出版料算定規則：（昭和二十四年七月二十三日文部省令第二十七号）……三
- 文部省著作教科書出版資格審査申請書規則：（昭和二十四年七月二十三日文部省令第二十八号）……………三
- 文部省著作教科書製造原価計算規則に関する告示：（昭和二十四年七月二十三日文部省告示第百六十三号）……………六
- 文部省著作教科書出版権設定に関する入札規則：（昭和二十四年七月三十日文部大臣裁定）……四

○教科用図書検定調査審議会令：〔昭和二十五年五月十九日政令第四百十号〕……………	五〇
○補充教材の使用について：〔昭和二十三年四月二十八日文部省発教第五十一号〕……………	五四
○教科用図書検定を申請し、審査の結果不合格となりたるものの取扱について：〔昭和二十三年八月二十四日文部省発教第百十九号〕……………	五五
○教科用図書検定規則：〔昭和二十三年四月三十日文部省令第四号〕……………	五六
○昭和二十七年使用教科用図書検定受理種目……………	六六

二 関係法令

○文部省設置法(抄)：〔昭和二十四年五月三十一日法律第四百十六号〕……………	七六
○文部省組織規程(抄)：〔昭和二十四年五月三十一日文部省令第二十一号〕……………	七九
○教育委員会法(抄)：〔昭和二十三年七月十五日法律第七十号〕……………	八三
○学校教育法(抄)：〔昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号〕……………	八八
○学校教育法施行規則(抄)：〔昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号〕……………	九三
○私立学校法(抄)：〔昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号〕……………	九五
○高等学校設置基準(抄)：〔昭和二十三年一月二十七日文部省令第一号〕……………	九六

三 参考法令

○教育基本法：〔昭和二十二年三月三十一日法律第二十五号〕……………	九八
○著作権法(抄)：〔明治三十二年三月四日法律第三十九号〕……………	一〇〇
○国有財産法(抄)：〔昭和二十三年六月三十日法律第七十三号〕……………	一〇八

○地方財政法(抄)：〔昭和二十三年七月七日法律第九号〕……………	一一四
○財政法(抄)：〔昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号〕……………	一一九
○会計法(抄)：〔昭和二十二年三月三十一日法律第三十五号〕……………	一二九
○予算決算及び会計令(抄)：〔昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号〕……………	一三〇
○保管金規則：〔明治二十三年一月七日法律第一号〕……………	一三四
○保管金取扱規程：〔大正十一年二月一日大藏省令第五号〕……………	一三四
○政府保管有価証券取扱規程：〔大正十一年二月一日大藏省令第八号〕……………	一三九
○物品税法(抄)：〔昭和十五年三月二十九日法律第四十号〕……………	一四四
○物品税法施行規則(抄)：〔昭和十五年三月三十一日勅令第百五十号〕……………	一四四
○貨物運送規則別表(抄)：〔昭和十七年二月運輸通信省告示第三十一号〕……………	一五三
○貨物特定貨率(抄)：〔昭和二十年三月六日告示第五十九号〕……………	一五三
○罰金等臨時措置法(抄)：〔昭和二十三年十二月十八日法律第二百五十一号〕……………	一六三
○昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律：〔昭和二十六年三月二十九日法律第四十九号〕……………	一七〇
○昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律施行令：〔昭和二十六年三月二十九日政令第五十五号〕……………	一七八

附 録

○教科書発行保証金として納付すべき金融債の取扱要領……………	一四二
○教科用図書発行保証金の還付請求書式……………	一四四

○教科書製造供給報告書及び教科書製造供給予定計画書の書式……………	一頁
○昭和二十六年度用教科用図書定価算出便覧……………	一五

一 教科用図書

教科書の発行に関する臨時措置法

(昭和二十三年七月十日
法律第百三十二号)

〔改正〕昭和二十三年法律第百七十号、昭和二十六年法律第四十八号

教科書の発行に関する臨時措置法をここに公布する。

教科書の発行に関する臨時措置法

第一條 この法律は、現在の経済事情にかんがみ、教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な価格を維持して、学校教育の目的を容易ならしめることを目的とする。

第二條 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校において、教科課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において、著作権を有するもの

をいう。

2 この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをい、「発行者」とは発行を担当する者をいう。

第三條 教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。

2 著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。

3 印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第四條 発行者は、毎年、文部大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部大臣に届け出なければならない。

第五條 都道府県教育委員会は、毎年、文部大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、省令をもつてその基準を定める。

第六條 文部大臣は、第四條の届出に基き目録を作成し、都道府県教育委員会にこれを送付するも

のとする。

2 都道府県教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二條第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3 発行者は、第四條によつて届け出た教科書の見本を、前條の教科書展示会に出品することができる。

第七條 市町村教育委員会、国立及び私立の学校の長は、教科書の需要数を、都道府県教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、省令の定めるところにより、文部大臣に報告しなければならない。

第八條 文部大臣は、前條第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数を指示（以下発行の指示という。）しなければならない。

第九條 文部大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一 需要数が教科書の発行に不十分なとき。

二 発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不相当と認められるとき。

三 発行者が、文部大臣の指示した発行を引き受けないとき。

四 第十四條又は第十五條の規定により発行の指示の全部又は一部を取り消したとき。

第十條 発行の指示を承諾した者は、省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2 発行者は、教科書を各學校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3 文部大臣は、必要に応じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

第十一條 教科書の定価は、文部大臣の認可を経なければならない。

第十二條 発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に応じて定価の一分にあたる保証金を、現金又は省令の定める種類の有価証券をもつて文部大臣に納めなければならない。

第十三條 保証金は、第十條の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。

第十四條 第十條第一項の義務に違反する行爲があると認めるときは、文部大臣は、発行の指示を取り消し、又はその後三年間、発行の指示を行わないことができる。

第十五條 第十二條に定める保証金の全部又は一部を納めない者に対しては、文部大臣は、発行の指示の全部又は一部を取り消すことができる。

— 4 —

第十六條 発行者において、第十條第一項の義務に違反する行爲があると認められるときは、保証金は、これを国庫に帰属せしめることができる。

第十七條 この法律に定めるものの外、この法律施行のため必要な事項は省令でこれを定める。

第十八條 この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部大臣の指定したものに、これを準用する。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則

(昭和二十三年八月十三日
文部省令第十五号)

〔改正〕昭和二十四年省令第二号 昭和二十五年省令第一号 省令第二十六号、昭和二十六年省令第三号

第一條 教科書の発行に関する臨時措置法(以下法という。)第三條の規定によつて、教科書の表紙に記載する「教科書」の文字は、「文部省検定済教科書」又は「文部省著作教科書」として用いるものとする。

— 5 —

第二條 法第四條の届け出は、毎年二月中に行うものとする。

同條の「発行しようとする教科書」とは、翌々年度用として発行しようとするすべての教科書を含む。

第三條 届け出る教科書の書目は、書名、使用学校の種別、学年、教科、その他文部大臣の指示する事項を記載しなければならない。

2、前項の届け出の様式は、これを告示する。

第四條 都道府県教育委員会は、数箇の地域において教科書展示会を開催することができる。

第五條 教科書展示会は、五月中にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

2 前項の指示は、告示をもつてこれを行う。

第六條 教科書展示会の出品教科書に対しては、その取扱上の差別をしてはならない。

第七條 文部大臣は、第二條の届け出に基いて目録を作成し、教科書展示会開催日の二週間前までに都道府県教育委員会にこれを送達するものとする。

2 都道府県教育委員会は、法第六條第二項に基いて、前項の目録を教科書展示会開催の前に配布するものとする。

第八條 法第六條第三項によつて、教科書の見本を出品しようとする者は、教科書展示会開催の日の

二週間前までに、都道府県教育委員会に、見本を届けなければならない。

2 前項による出品見本の数量は、これを告示する。

3 第一項の見本が、第九條によつて都道府県教育委員会に保存されているものと同じであるときは、保存本をもつてこれに代えるものとする。

4 前項の場合には、発行者は、その旨を文部大臣及び都道府県教育委員会に通知しなければならない。

第九條 都道府県教育委員会は、出品された見本を三年間保存しなければならない。

2 第八條第四項の通知があつたときは都道府県教育委員会は保存本を出品するものとする。

第十條 教科書展示会は、一般にこれを公開することができる。

第十一條 都道府県教育委員会は、展示会の開催時期、場所等を周知徹底させなければならない。

第十二條 都道府県教育委員会は左記の事項を、六月十日までに文部大臣に報告しなければならない。

一 展示会開催の場所及びその数

二 展示会來会者の状況

三 展示会の一般公開の期間

四 その他

第十三條 市町村の教育委員会、国立及び私立の学校の長は、需要教科書一種ごとに別表第一の教科書需要票二通を、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

第十四條 都道府県の教育委員会は、前項の教科書需要票を教科書ごとに分類し、その一組に別表第二の教科書需要集計票をつけて、その教科書の発行者に送付し、別に教科書需要集計票一部を文部大臣に提出しなければならない。送付及び提出の期限は六月二十日とする。

第十五條 都道府県の教育委員会は、教科書の供給状況を、需要数と対比して報告するものとする。

第十六條 法第八條の発行の指示に関しては、用紙事情によつて、左の各号の措置をとることができ
る。

一 発行の順位を決めて指示を行うこと。

二 需要数を基礎にして、その一部について指示を行うこと。

第十七條 法第九條によつて、他の発行者に発行の指示をしたときは、文部大臣は、その旨を告示するものとする。

2 文部大臣が前項の指示をしたときは、第十四條の規定によつて送付を受けた発行者から、関係の教科書需要票を回収し、他の発行者に送付するものとする。

第十八條 発行の指示を承諾した者は、すみやかに製造工程に関する予定計画書、供給計画書及び定価の算出書を提出し、文部大臣の承認を経なければならない。

2 文部大臣は、前項の計画に不相当と認める箇所があるときは、その変更を命ずることができる。

3 第一項の書類に記載すべき事項は、文部大臣の指示するところによる。

第十九條 前條第一項の計画書又は算出書に変更を加える必要が生じたときは、発行者は理由を添えて文部大臣の承認を求めることができる。

第二十條 第十八條第一項の規定による定価の算出書について、文部大臣の承認があつたときは、算出書の価格を法第十一條の定価とする。

2 前項の定価は、これを告示するものとする。

第二十一條 発行者は、教科書を、その供給計画書に記載した時期までに供給しなければならない。

第二十二條 供給する教科書の用紙、印刷及び製本は、出品した見本と同等のものでなければならない。

5.

第二十三條 発行者は、用紙及びその他の資材の入手状況、その在庫量、使用量を明らかにしなければならない。

2 発行者は、在庫教科書の保管に注意し、その供給状況を明らかにしなければならない。

第二十四條 文部大臣は、必要に応じて、発行者に、用紙その他の資材の入手、保管、消費の状況又は教科書の製造、供給の状況について報告を求め、あるいは職員を派してそれらを調査し、又はそれらに関する帳簿書類の提示を求めることができる。

第二十五條 法第十二條の有価証券は、これを国債又は文部大臣が適当と認める金融債とする。

第二十六條 保証金納付の時期までに定価が未定であるときは、文部大臣の指示する予定定価によって、保証金を納めるものとする。

2 前項の定価が決定したとき又は定価に変更のあつたときは、その差額をすみやかに清算しなければならぬ。

第二十七條 発行者が第十八條から第二十四條までの義務を履行したときは、納付の保証金は、請求の日から一箇月以内に、これを返還しなければならない。

第二十八條 文部大臣が法第十四條又は第十五條に基く処分をしたときは、理由をつけて告示するものとする。

第二十九條 法第十八條によつて文部大臣の指定するものには、法第三條第一項後段、第二項及び第三項、第八條並びに第十條から第十六條までの規定を準用するものとする。

2 前項の場合においては、法第三條第一項中「教科書」とあるのを「図書」と、法第八條中「前條

第二項の需要数」とあるのを「需要数」と読みかえるものとする。

附則

第三十條 この規則は、公布の日から、これを施行する。

第三十一條 教育委員会が設置されるまでの間、この規則において「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第十三條において「市町村の教育委員会」とあるのは「公立の学校の長」と読みかえるものとする。

第三十二條 この規則にかかわらず、昭和二十七年使用教科書に関する特例を次のように定める。

一 第二條第一項の届け出は、昭和二十六年五月一日から九日までの間に、これを行うものとし、同條第二項の「翌々年度用」は「翌年度用」と読みかえるものとする。

二 第五條の教科書展示会は、昭和二十六年七月一日から十日までの間に各都道府県教育委員会が必要と認める期間これを行うものとする。

三 第十二條の報告は七月三十日まで、これを行うものとする。

四 第十四條の送付並びに提出の期限は八月十五日とする。

第三十三條 教科用図書検定規則（昭和二十三年文部省令第四号）の一部を、次のように改正する。
第七條中、「表紙又は」を削る。

別表(省略)

教科書発行保証金として納付すべき金融債の

指定に関する取扱規則

(昭和二十五年十月五日
文部大臣裁定)

第一條 この規則において教科書発行保証金とは、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)第十二條の規定に基き教科書の発行に関して発行者が文部大臣に納付する保証金をいう。

第二條 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和二十三年文部省令第十五号)第二十五條の文部大臣が適当と認める金融債とは、左の各号に掲げるもののうち各「登録機関」において登録を受けているものをいう。

第一種 利附興銀債 昭和二十四年九月以降発行分 利附農林債券昭和二十五年七月以降発行分

“ 勸銀債 “ 二十五年六月 “

“ 北拓債券 “

“ 商工債券 “

“

第二種 割興 昭和二十四年一月以降発行分 割農 昭和二十五年

割商 “ 二十五年六月 “

第三條 金融債を保証金として納付する場合においては、第一種の金融債については、額面金額に八〇%を、第二種の金融債については、額面金額に七五%を乗じて得た金額をもつて保証金額とする。

附則

(この規則は、公布の日から施行する。)

文部省著作教科書の出版権等に関する法律

(昭和二十四年五月三十一日
法律第四百四十九号)

(著作権の管理)

第一條 文部省が著作の名義を有する教科書(以下單に「教科書」という。)の著作権は、文部大臣が管理するものとする。

2 文部大臣は、教科書の出版権(以下單に「出版権」という。)を設定することができる。

3 この法律で「著作権」とは、著作権法(明治三十二年法律第三十九号)第一條に定める権利を、「出版権」とは、同法第二十八條ノ二の規定により設定する権利をいう。

(資格審査)

第二條 出版権を取得しようとする者は、その資格について文部大臣の審査を受けなければならない。

2 前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第四條の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。

(教科書出版資格審査会)

第三條 文部大臣は、前條の審査を行うに当つては、教科書出版資格審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

2 審査会は、審査員二十人以内で組織する。

3 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各庁の職員の中から、文部大臣が任命する。

4 前三項に定めるものを除くほか、審査会に関して必要な事項は、政令で定める。

(出版権設定契約の方式)

第四條 出版権の設定は、第二條の審査に合格した者の競争によつて行う。但し、競争に付するいとまがないときは、第二條の審査に合格した者との隨意契約によることができる。

(保証金)

第五條 競争に加わろうとする者は、現金又は国債をもつて、その見積つた予定製造原価に最初に発

行する予定部数に乗じて得た額の百分の一以上の保証金を納めなければならない。

2 競落者が契約を結ばないときは、保証金は、国庫に帰属する。

(入札)

第六條 競争は、教科書一部当りの製造原価について入札の方法によつて行い、文部大臣の予定した製造原価以内において最も低額の入札をした者に出版権を設定するものとする。

2 競争に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算し少くとも十日前に、官報、新聞紙、掲示その他の方法をもつて公告しなければならない。但し、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

3 前項の規定による公告は、左に掲げる事項について行うものとする。

一 教科書の種類及び最初に発行を予定される部数

二 契約條項を示す場所

三 製造原価の算出の基礎

四 競争執行の場所及び日時

五 入札の保証金額に関する事項

4 前項第三号の製造原価の算出の基礎については、あらかじめ文部省令で定める。

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原価を予定し、その予定製造原価を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

6 教科書の定価は、第一項の規定による製造原価の入札価格を基準として算定するものとする。

(開札)

第七條 開札は、公告に示した場所及び日時において、入札者の面前において行わなければならない。但し、入札者で出席しない者があるときは、入札事務に関係のない官吏をして開札に立ち合わせなければならない。

2 入札者は、一旦提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

(再度の入札)

第八條 開札の場合において各人の入札のうち、第六條第五項の規定により予定した製造原価の制限に達したものがなくときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(落札者の決定)

第九條 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札

事務に関係のない官吏をしてこれに代りくじを引かせることができる。

(再入札公告の期間)

第十條 入札者若しくは落札者がなく場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付しようとするときは、第六條第二項の期間は、五日までに短縮することができる。

(発行義務)

第十一條 出版権の設定を受けた者(以下「出版権者」という。)は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第八條の規定により、文部大臣が、都道府県教育委員会の報告した教科書の需要数を基礎にして、発行すべき教科書の種類及び部数を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならない。

(製造原価の改定)

第十二條 出版権の存続期間中物価の変動その他やむを得ない事由によつて、出版権者の引き受けた製造原価を変更する必要があるときは、文部大臣は、出版権者と協議してこれを改定することができる。

(出版料納付の義務)

第十三條 出版権者は、発行の指示があつたときは、すみやかに発行の指示があつた部数に応じ、定

価（出版料相当額を除く）の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部省令の定めるところにより算定した額の出版料を国庫に納付しなければならない。但し、文部大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

（出版料の減免）

第十四條 文部大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責に帰することのできない事由によつて教科書の全部若しくは一部の製造供給ができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるとき、又は教科書の発行部数が五万部を越えない場合において、義務教育上の見地から特にその定価をやすくする必要があると認められるときは、出版料を軽減し、又は免除することができる。

（出版権の消滅）

第十五條 左の各号の一に該当する事由がある場合には、文部大臣は、出版権を消滅させることができる。

- 一 出版権者の事業能力、信用状態が出版権設定当時の状況より低下し、教育上支障のないように教科書を製造供給することができないと認められるに至つたとき。
- 二 第十一條又は第十三條に規定する義務を怠つたとき。
- 三 教科書の発行に関する臨時措置法第十四條又は第十五條の規定により、文部大臣が発行の指示

を取り消したとき。

- 2 文部大臣が前項第一号の認定をするときは、審査会に諮問しなければならない。
- 3 第十二條の協議がととのわなときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させることができる。

第十六條 出版権が消滅したときは、文部大臣は、出版権の設定をしていた者に対して、消滅の際に有した教科書、その半製品及び版型について、新たに第四條の規定により文部大臣が出版権を設定した者と譲渡に関する協議をすることを命ずることができる。

- 2 前項に規定する協議の命令は、出版権の消滅の日から一箇月を経過したときは、行うことができない。

- 3 第一項の協議がととのわなときは、又は協議することができないときは、譲渡に関して文部大臣が裁定する。

- 4 前項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

- 5 第三項の裁定中対価について不服のある譲渡の当事者は、その裁定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

6 前項の訴においては、譲渡の当事者の一方を被告とする。

(出版権の譲渡等)

第十七條 出版権は文部大臣の認可を経なければ、譲渡することができない。

2 第十二條の規定は、前項の規定によつて出版権を譲り受けた者に準用する。

3 出版権は、質入することができない。

(他の図書への準用)

第十八條 この法律の規定は、政令の定めるところにより、文部省が著作の名義を有する教科書以外の教授上用いられる図書に準用する。

(他の法令の適用)

第十九條 教科書の著作権の管理及び出版権の設定に関して、この法律に定めない事項については、その性質に反しない限り、著作権法、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)及び国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)並びにこれらの法律の規定に基く命令の規定を適用するものとする。

(施行政令)

第二十條 この法律の実施のための手続その他の施行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に教科書の出版を行っている者の出版に関する権利は、この法律の規定によつて設定された出版権とみなす。

3 昭和二十三年十月一日から昭和二十五年三月三十一日までの間に出版に関する権利の消滅する教科書について、その出版権を新たに設定する場合には、競争を行わせることが教科書の製造供給を教育上必要とする時期に間に合わせるためには不相当と認められる場合に限り、第四條本文の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

4 前項の規定によつて随意契約によることのできる教科書の種類は、教科用図書検定調査審議会の議を経て文部大臣が定める。

文部省著作教科書の出版権等に関する

法律の施行に関する政令

(昭和二十四年七月十六日
政令第二百七十一号)

内閣は、文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四百十九号)第三條第四

項、第十八條及び第二十條の規定に基き、この政令を制定する。

文部省著作教科書の出版権等に関する法律の施行に関する政令

(教科書出版資格審査会の組織)

第一條 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(以下「法」という。)第三條に規定する教科書出版資格審査会(以下「審査会」という。)の審査員は、製紙、出版若しくは印刷又は教科書の製造若しくは供給に関し学識経験のある者及びその他の学識経験者並びに関係各省各庁の職員のうちから、文部大臣が任命する。

2 専門の事項を調査するため必要があるときは、審査会に専門調査員を置くことができる。

3 専門調査員は学識経験のある者のうちから、審査会の意見を聞いて、文部大臣が任命する。

第二條 関係各省各庁の職員以外の者から任命された審査員の任期は、二年とする。

2 審査員及び専門調査員は、非常勤とする。

第三條 関係各省各庁の職員以外の者から任命された審査員のうちから、審査員が会長として選挙した者は、審査会の会務を総理する。

2 関係各省各庁の職員以外の者から任命された審査員のうちから、審査員が副会長として選挙した

者は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長は一年ごとに改選する。

第四條 会長、副会長又は審査員が欠けた場合の後任の会長、副会長又は、補欠の審査員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

(審査会の議事)

第五條 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席した審査員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査員は自己に直接利害関係のある事項については、その議事に參與することができない。

(審査会の庶務)

第六條 審査会の庶務は、文部省調査普及局において処理する。

(教科書出版資格審査申請書の提出)

第七條 出版権(法第一條第二項に規定する出版権をいう。以下同じ。)を取得しようとする者が法第二條の規定による資格の審査を受けようとするときは、事業能力及び信用状態を明らかにする書類を添えて文部大臣に教科書出版資格審査申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出について必要な事項は、文部省令で定める。

(合格通知)

第八條 文部大臣は、前條第一項の者が、審査会に合格したときは、その旨を通知しなければならない。

(契約書の作成)

第九條 文部大臣又はその委任を受けた官吏が、出版権の設定契約をしようとするときは、教科書の種目、出版権の存続期間その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。

2 前項の契約書には、文部大臣又はその委任を受けた官吏が、記名して印をおさなければならない。

(法を準用する圖書の種類)

第十條 法第十八條の規定により、法の規定を準用する、文部省が著作名義を有する教科書以外の教授上用いられる圖書を、次のように定める。

- 一 学習指導要領
- 二 指導書、手引書の類
- 三 掛図、図集、型紙の類

附則

この政令は、公布の日から施行する。

文部省著作教科書製造原価計算規則

(昭和二十四年七月二十三日
文部省令第二十六号)

文部省著作教科書の出版権等に関する法律第六條第四項の規定に基き、この省令を制定する。

文部省著作教科書製造原価計算規則

第一條 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四百十九号)第六條第四項の規定による製造原価の算出の基礎は、別記教科書製造原価計算要綱(以下「要綱」という。)の定めるところによる。

第二條 この省令で「製造原価」とは、教科書の製造のために直接費消される経済価値であつて、一般管理及び販売原価を含まないものをいう。

第三條 教科書の製造部門の一部又は全部に特別の事情がある場合には、第一條の規定にかかわらず、その教科書の製造原価の算出の基礎については、その都度文部大臣が定めるものとする。

第四條 製造原価は、教科書別及び要素別に、要綱に基いて計算しなければならない。

第五條 この省令は、文部省著作教科書の出版権等に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年

政令第二百七十一号)第十條に定める教科書以外の教授上用いられる圖書の製造原価の算出の基礎に準用する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

別記

教科書製造原価計算要綱

第一 この要綱による原価計算は、平常の場合における教科書の製造原価を計算して、適正な価格の決定の基礎とすることを目的とする。

第二 この要綱において、原価計算の基礎とする製造部数の計算は、別表第一による。

第三 この要綱による製造原価の要素は、左のとおり分類する。

- 一 材料費
- 二 印刷費
- 三 製本費
- 四 材料引取運賃
- 五 製版費

第四 材料費は、用紙費及びクロス費に分類し、左の方法により計算する。

一 用紙の消費量は、その用紙の用途及び品種別に計算して得た製造教科書の用紙量(製本までの損紙量を除く)を別表第二に定める損紙率を控除した数で除して計算する。

消費量の単位を連とする。

二 クロスの消費量は、用途及び品種別に計算するものとし、ページ数の増加による加算は、別表

第三に定める割増率による。

消費量の単位を本とする。

三 前二号の計算においては、四捨五入により各単位の十分の一までを算出する。但し、別表第一による製造部数が一万部未満の場合には、四捨五入により各単位の百分の一までを算出する。

四 材料費は、前項により計算した消費量に、単位当り購入原価を乗じて計算する。

用紙の購入原価は、小売業者販売価格より物品税相当額を控除し、用紙の割当手数料相当額を加算したものとする。

クロスの購入原価は、小売業者販売価格によるものとする。

これらの計算においては、四捨五入により各単位当り銭の位までを算出する。

第五 印刷費は用紙の用途及び品種別に、それぞれの印刷の方法、判型及び度数の異なるごとに、印

刷のために抹殺される平常の材料費、労務費、経費及び減価償却費の合計を平常の印刷能力による刷上りページ数で除して計算する。

2 印刷の方法は、印刷方式により活版印刷及び平版印刷に分類し、印刷機械により平台印刷及び輪転印刷に分類する。

3 平台印刷及び輪転印刷の分類は、実際に使用する印刷機械によるものとするが、その分類が予定しがたい場合には、おおむね別表第四の基準率による。

4 印刷の判型はA判及びB判に分類する。

5 印刷の度数は、一度刷及び二度刷以上の二種に分類する。

6 前各項の分類ごとの印刷費の標準単価については、別に文部大臣が定める。

第六 製本費は製本様式の異なるごとに、製本のために抹殺される平常の材料費、労務費、経費及び減価償却費の合計を、平常の製本能力による仕上りの部数又は台数で除して計算する。

2 製本様式は、切付け背クロス巻製本、切付けくるみ製本及び中とじ製本に分類する。

3 台数は、判型にかかわらず、十六ページを一台とする。

4 前各項の分類ごとの製本費の標準単価については、別に文部大臣が定める。

第七 材料引取運賃の判型別の標準単価については、別に文部大臣が定める。

第八 製版費の製版工程及び版型別ごとの標準単価については、別に文部大臣が定める。

別表第一 製造部数計算法

発行部数	製造部数の計算法
1,000部未満	1,000部とする。
1,000部以上 100,000部未満	百位を四捨五入し、十位以下を切り捨てる。
100,000部以上	千位を四捨五入し、百位以下を切り捨てる。

別表第二 損紙率表

刷り度数区分	損紙率(%)	
	枚葉紙	巻取紙
1回～2回	3.3	5.5
3〃～4〃	5.2	—
5〃～6〃	7.0	—
7〃～8〃	8.8	—
9〃～10〃	10.6	—

11 " ~ 12 "	12.3	—
-------------	------	---

刷り度数が12回を超えるときは2回を増すごとに上記の区分に準じて区分し、各区分ごとに枚葉紙損紙率を1.6 %ずつ順次に加算する。

別表第三 クロス割増率表

一部当りページ数	割増率 (%)
97 ページ ~ 144 ページ	10
145 " ~ 192 "	20
193 " ~ 240 "	30
241 " ~ 288 "	40
289 " ~ 336 "	50
337 " ~ 384 "	60

別表第四 平台印刷と輪転印刷との作用基準率表

製造部数	平台	併用台	基準率 (%)	輪転
100,000 部以下の部数		100		—
100,000 部をこえる部数		25		75

備考 併用基準率により計算して得た部数については別表第一による調整をするものとする。

文部省著作教科書の出版料算定規則 (昭和二十四年七月二十三日 文部省令第二十七号)

〔改正〕昭和二十五年六月一日文部省令第十六号

文部省著作教科書の出版権等に関する法律第十三條の規定に基き、この省令を制定する。

文部省著作教科書の出版料算定規則

第一條 文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号。以下「法」という。）第十三條に規定する出版料の算定については、この省令の定めるところによる。

第二條 出版料の額は、発行の指示があつた部数に應じ、教科書の製造原価、輸送費及び供給手数料並びにその教科書に関する事業費の合計額に、別表の料率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出された出版料の額について、五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

発行の指示部数	料率	発行の指示部数	料率	発行の指示部数	料率
一万部未満	一六・六%	九万五千部以上	八・四%	二十八万部以上	五・一%
一万部以上	一六・三	十部	八・三	二十九万部	五・〇
一万五千部	一五・六	十一万部	七・九	三十万部	四・八
二万部	一四・八	十二万部	七・六	三十一万部	四・七
二万五千部	一三・九	十三万部	七・四	三十三万部	四・六
三万部	一三・二	十四万部	七・一	三十五万部	四・五
三万五千部	一二・六	十五万部	六・八	三十七万部	四・四
四万部	一二・一	十六万部	六・七	三十九万部	四・三
四万五千部	一一・六	十七万部	六・五	四十万部	四・二
五万部	一一・一	十八万部	六・三	四十二万部	四・一
五万五千部	一〇・六	十九万部	六・二	四十四万部	四・〇
六万部	一〇・一	二十万部	六・〇	四十六万部	三・九
六万五千部	九・八	二十一万部	五・八	四十八万部	三・八
七万部	九・五	二十二万部	五・七	五十万部	三・七
七万五千部	九・二	二十三万部	五・六	五十三万部	三・六
八万部	九・〇	二十四万部	五・五	五十六万部	三・五
八万五千部	八・八	二十五万部	五・三	六十万部	三・四
九万部	八・六	二十六万部	五・二	六十二万部	三・三

六十六万部	三・二	九十二万部	二・七	百四十万部	二・二
七十一万部	三・一	九十九万部	二・六	百五十万部	二・一
七十六万部	三・〇	百十万部	二・五	百六十五万部	二・〇
八十一万部	二・九	百十五万部	二・四		
八十七万部	二・八	百二十五万部	二・三		

文部省著作教科書出版資格審査申請書規則

(昭和二十四年七月二十三日
文部省令第二十八号)

文部省著作教科書の出版権等に関する法律の施行に関する政令第七條の規定に基き、この省令を制定する。

文部省著作教科書出版資格審査申請書規則

第一條 文部省著作教科書の出版権等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第二百七十一号。以下「令」という。）第七條の規定により、出版権を取得しようとする者が、文部大臣に提出する教科書出版資格審査申請書（以下「申請書」という。）及びこれに添付する書類に関して必要

な事項は、この省令の定めるところによる。

第二條 出版権を取得しようとする者は、別表第一に定める様式の申請書正本及び副本各一通を文部大臣に提出しなければならない。

第三條 前條の申請書を提出する場合には、これに別表第二に定める事項を記載した書類和文及び英文各三通を添付しなければならない。

第四條 この省令は、令第十條の教科書以外の教授上用いられる図書の出版権を取得しようとする者に準用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一

教科書出版資格審査申請書

申請者名

文部省著作の左記教科書の出版権を取得するため、資格の審査を受けたいので、別紙書類を添えて申請いたします。

入札教科書の単位番号

昭和 年 月 日

所在地又は住所

申請者名

印

(法人の場合は代表者氏名印)

文 部 大 臣 あ て

別表第二

申請書添付書類記載事項

一 事業経歴書

イ 商 号

ロ 所在地及び電話番号

ハ 代表者氏名及び略歴

ニ 役員の氏名及び主な職業

ホ 公称資本金額(内払込済資本金額)

ヘ 営業種目(兼業も記載のこと)

ト 沿 革

- 1 設立年月日（組織変更あればその旨及びその年月日）
- 2 出版業者としての経験（年数）及び主な業績
- 3 最近一年間に発行した教科書名及びその発行部数
- 4 最近一年間に発行した教科書以外の書籍名及びその発行部数
- 二 最近事業年度の貸借対照表
- 三 最近一年間の損益計算書
- 四 最近決定に係る法人税（又は所得税）に対する納税証明書
- 五 登記簿謄本
- 六 必要なる資力を有することを証明する書類
- イ 自己資本総額
- ロ 借入金総額
- ハ 金融可能予定額
- 七 取引金融機関名
- 八 職制、業務機構及び人員数（なるべく系統を図示すること）
- 九 所有機械設備の概要（製版・印刷・製本及び荷造・発送部門別に種類能力及び台数を記載のこと）

と。）

- 一〇 製造能力調査（入札する教科書の製造に充てる部分のみを記載のこと）
 - イ 教科書の製版設備の種類、台数、能力及び作業人員数
 - ロ 印刷設備の種類、台数、能力及び作業人員数
 - ハ 製本設備の種類、台数、能力及び作業人員数
 - ニ 製版・印刷・製本に要する予定日数
 - ホ 契約電力量
 - ヘ 倉庫
 - 1 所有倉庫の棟数及び延坪数
 - 2 契約倉庫棟数及び延坪数
 - ト 運搬具の種類、能力及び台数
 - チ 製版、印刷及び製本等の全部又は一部を他に委託する場合には更に左の書類を添付すること
 - 1 引受業者の引受承諾書
 - 2 引受業者の事業経歴書及び引受製造能力調査書
- 一一 供給並びに荷造発送設備調査（入札する教科書の製造に充てる部分のみを記載のこと）

第一 印刷費標準単価表 (単位 一度刷 1ページ当り銭)

区分	印刷方式	印刷度数	本文		表紙	
			平版印刷	輪転印刷	薄物	厚物
A5判	活版	一度刷	1.696	1.061	1.985	2.192
		二度刷以上	2.006	1.297	2.333	2.566
	平版	一度刷	3.815	—	4.195	4.488
		二度刷以上	4.329	—	4.737	5.051
A6判	活版	一度刷	0.848	0.530	0.992	1.096
		二度刷以上	1.003	0.648	1.166	1.283
	平版	一度刷	1.907	—	2.097	2.244
		二度刷以上	2.164	—	2.368	2.525
B5判	活版	一度刷	2.368	1.530	2.780	3.040
		二度刷以上	2.730	1.878	3.136	3.470
	平版	一度刷	5.096	—	5.564	5.866
		二度刷以上	5.844	—	6.366	6.656
B6判	活版	一度刷	1.184	0.765	1.390	1.520
		二度刷以上	1.365	0.939	1.568	1.735
	平版	一度刷	2.548	—	2.782	2.933
		二度刷以上	2.922	—	3.183	3.328

- 備考 1. 本文とは、おおむねA判の場合は、35斤、B判の場合は50斤のものをいい、同紙質のとびら、目次、折込表、口絵及び奥付等を含むものとする。
2. 表紙とは、本文以外のものをいい、薄物とはA判の場合は100斤未満、B判の場合は150斤未満のものとし、厚物とはA判の場合は100斤以上、B判の場合は150斤以上のものとする。
3. 製造部数が、活版で9,000部以下、平版で12,000部以下のときは、下の割増率による割増額を加算するものとする。

製造部数	割増率
12,000 以下	3 %
11,000 "	4 "
10,000 "	5 "
9,000 "	6 "
8,000 "	7 "
7,000 "	8 "
6,000 "	9 "
5,000 "	10 "
4,000 "	15 "
3,000 "	20 "
2,000 "	30 "
1,000 "	65 "

要綱に基き、印刷費、製本費、材料引取運賃及び製版費の標準単価を次のとおり定める。

文部省著作教科書製造原価計算規則（昭和二十四年文部省令第二十六号）別記教科書製造原価計算

（昭和二十四年七月二十三日
文部省告示第六十三号）

文部省著作教科書製造原価計算規則に関する告示

- 1 引受業者の引受承諾書
- 2 引受業者の事業経歴書並びに供給及び荷造発送設備調書
- イ 供給機構（なるべく系統を図示すること）
- ロ 荷造設備の種類及び荷造作業場の延坪数並びに作業人員数
- ハ 発送設備の種類及び発送機構
- ニ 荷造、発送に要する予定日数
- ホ 運搬具の種類、能力及び台数
- ヘ 供給並びに荷造、発送の全部又は一部を委託する場合には、更に左の書類を添付すること

第二 製本費標準単価表 (単位銭)				
製 本 様 式	製 本 (一部当り)		本文の折り及び仕上 (一台当り)	
	縦型とじ	横型とじ	平合印刷 の 場 合	輪転印刷 の 場 合
切付け背クロス巻	62	65	15	13
切付けくるみ	39	42	15	13
中とじ くるみ	別表紙の場合	52	16	14
	共表紙の場合	35	16	14

- 備考 1. この表はA 5判及びB 6判に共通であるが、B 5判の場合は60%を加算する。
2. 10 台以上製本の場合は、それぞれ6 銭を加算する。
3. 8 ページ及び4 ページは一台とみなして計算するが、本文中に生ずる2 ページは合数に算入しない。
4. 表紙裏はり、折込表及び紙質又は印刷方法の異なる、とびら図表及び口絵等は、これを一台とみなす。
5. とじは針金2 か所とじを基準とする。
6. この表の適用において、一部当り銭位未満は四捨五入する。

第三 材料引取運賃標準単価表 (単位厘)					
判	型	A 5	A 6	B 5	B 6
1 ページ当り引取運賃		6	3	10	5

- 備考 1. この表の適用において、一部当り厘位未満は、これを切捨てる。

第四 製版費標準単価表 (単位円)											
区 分	計 算 単 位	A 5	A 6	B 5	B 6	備 考					
オフセット原版 (書 版)	ページ	800	450	1,200	650						
(プロセス版)	〃	1,200	700	1,800	1,000						
オフセット刷版	枚	900	900	1,300	1,300	全判耐用2 万通しとする。					
組 版	ページ	400～500	250～300	600～750	350～450	欧文算式及びけい組みは50%を増す。					
紙 型	〃	40	25	60	35	耐用2 4 万通しとする。					
鉛 版	〃	80	50	120	70	耐用8 万通しとし、い込め、つき、さらえを含む。					
電 気 版	〃	350	200	500	300	耐用30 万通しとする。					
と っ ぱ ん	坪	30									
網 版	〃	50									
木 版	〃	100～300									
ぞうがん	字	10									

文部省著作教科書出版権設定に関する入札規則

(昭和二十四年七月三十日
大 臣 裁 定)

第一條 文部省が著作の名義を有する教科書の出版権(以下「出版権」という。)を設定するための競争契約に加わらうとする者は、文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四百四十九号。以下「法」という。)第二條の規定に基き、その資格について文部大臣の審査に合格した者でなければならない。

第二條 入札者は、入札の日時前に、現金又は国債をもつて、その見積つた予定製造原価に最初の発行部数に乗じて得た額の百分の一以上の入札保証金を納めなければならない。

2 前項の保証金が国債の場合には、保証金の額は国債の券面額とする。但し、割引の方法をもつて発行した国債であつて保証金に充用した日から五年以内に償還期の到來しないものについては、政府ニ納ムベキ保証金ソノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治四十一年勅令第二百八十七号)第二項の債権金額によつて計算する。：

3 第一項の保証金は、取扱官吏の調査を受けその面前において封をして、現金にあつてはその金額、国債にあつてはその券面額、枚数及び総額を氏名とともに封皮に明記し、別表第一号様式による納

付書とともに提出しなければならない。

4 第一項の保証金が登録国債の場合には、国債規則(大正十一年大藏省令第三十一号)第三十七條の規定により質権設定の手續をしてその登録済通知書を提出しなければならない。

第三條 入札保証金は、落札とならない者には直ちに、落札者には契約締結後、その受領証書と引き換えに還付する。

第四條 入札者は公告又は通知書に示してある日時までに、別表第二号様式による入札書を封じ、氏名を表記して入札執行の場所に提出しなければならない。

2 前項の場合において代理人が入札するときには委任狀を提出しなければならない。

第五條 入札者は、いつたん提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

第六條 左の各号の一に該当する場合には、その入札は無効とする。

- 一 競争加入の資格のない者が入札した場合
- 二 教科書の種類等について入札書の記載に重大な錯誤のあつた場合
- 三 入札書に記載された一部当りの製造原価の金額が正確に認識しがたい場合
- 四 入札書に記載された一部当りの製造原価の金額の訂正に押印のない場合
- 五 入札書に記載された氏名(法人の場合は、法人名および代表者名)が判明しない場合及びその

押印のない場合

六 入札保証金が不足する場合

第七條 入札の場所には、入札者、掛員及びこの規則に規定する者のほか入場してはならない。

2 いったん入場した入札者は、主任官吏の許可がなければみだりに退場することができない。

第八條 開札は、公告又は通知書に示してある場所及び日時において入札者の面前において行わなければならない。

2 前項の場合において入札者で出席しない者がいるときは、入札事務に関係のない官吏を開札に立ち合わせなければならない。

第九條 予定製造原価以下において最も低額の入札をした者を落札者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定めなければならない。

3 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代つて入札事務に関係のない官吏にくじを引かせることができる。

第十條 開札の場合において各人の入札のうち、予定製造原価の制限に達したものがなくときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

第十一條 競争者が相連合し、または不穩の挙動をする等入札を正当に執行することができない状況にあると認めたときは、その入札を延期し、又は廃止することができる。

第十二條 落札者は、落札決定の日から七日以内に、別表第三号様式による契約書を提出しなければならない。

2 前項の期間の変更を必要とするときは、入札前に指示しなければならない。

第十三條 落札者が前條の契約書をその期間内に提出しないときは、契約を結ばないものとみなし、入札保証金は、国庫に帰属するものとする。但し、契約担当官が正当の事由により延期の承認を与えた場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 第一号様式

納 付 書

一金

但し 文部省著作教科書（

） 出版権設定競争入札保証金

右納付する。

年 月 日

住所

納付人

氏

名

印

文部省大臣官房会計課長殿

備考 一、保証金が国債の場合は券面金額を記載し、国債の名称、券面金額、記号、枚数を附記すること。（但し、保証金額の計算は第二條第二項によること。）

別表 第二号様式

入 札 書

一、文部省著作教科書名

一、予定製造原価（一部当り）

右文部省著作教科書出版権設定に関する入札規則に従い入札する。

住所

氏

名

印

（法人にあつては法人名および代表者名 印）

文部省 契約担当官殿

別表 第三号様式

契 約 書

一、（書名）

右 文部省著作教科書の出版権設定について左の事項を契約する。

第一條 文部省（以下甲という。）は著作権者として、

（以下乙という。）に前記の図書について、昭和

年度以降

箇年度間使用分に限り

出版権を設定する。

第二條 前記図書の出版権取得に関する一切の費用及び手続は、乙の負担をもつて乙が処理する。

第三條 乙は毎版、図書の体裁・意匠・紙質及び定価について、甲の指示に従うものとする。

第四條 乙が図書の製造についてその製版・印刷・製本を他に委託するときは甲の承認を得るものとする。

第五條 図書の発行に関する費用は乙の負担とする。

第六條 乙は図書の発行について、誠実にその事業を經營し、学校との連絡を緊密にし、図書の供給に支障のないようにするため、学校に対する供給を受持つ代行機関を設けるものとする。

乙は前項の供給代行機関との連絡、都道府県内における圖書の過不足の調節その他供給業務の円滑を図るための供給代行機関を別に置くことができる。

前各項の供給代行機関の設置については甲の承認を要するものとする。

第七條 圖書は、甲の認可を得た定価を超えて供給することができない。また需要者に対する運賃は乙が負担する。

第八條 圖書完成の上は、甲に見本三部を差出し、検査を受ける。

第九條 乙は発行する圖書について、出版料として、発行部数に応じ、甲の指定する金額を、指定する期間内に甲に納付する。

第十條 甲は検査を経て発行された圖書五十部以内を、必要に応じ無償で差し出させることができる。

第十一條 乙は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に応じ、定価の三分に当る金額を発行保証金として、現金又は国債をもつて甲に納付する。

第十二條 契約満期に至つた場合又は、甲の都合によつて、契約を解除した場合には、既に製本ができ上つていても、その圖書の供給はできない。

甲はこの契約解除のために生じた損害については、一切その責に任じない。

第十三條 乙はこの契約に基く権限を甲の承認なく他人に譲渡することができない。

第十四條 甲は必要と認めるときは、係官を派遣して圖書の発行に関する業務の履行の状況を調査し、又は発行に関する報告書類の作成及び提出を求めることができる。この場合に、乙はこれを拒むことができない。

第十五條 乙が、この契約に違背したときは、甲は、契約を解除することができる。この場合には、発行保証金は政府の所得とする。

第十六條 この契約の條項につき疑義を生じたときは、甲の解釈に従うものとする。

第十七條 乙は前各條項に掲げない事項でも法令に基く甲の指示に従うものとする。

本契約書は二通作成の上、各一通を所持するものである。

昭和 年 月 日

住 所

出版権者

代表者

契約担当官

文部省大臣官房会計課長

印

印

教科用図書検定調査審議会令

(昭和二十五年五月十九日
政令第四百四十号)

内閣は、文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)第二十四條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一條 教科用図書検定調査審議会(以下「審議会」という。)は、文部大臣の諮問に応じ、検定申請の教科用図書及び通信教育用学習図書を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する。

(組織)

第二條 審議会は、委員五十四人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 検定申請のあつた教科用図書及び通信教育用学習図書の原稿を調査させるため、審議会に調査員を置く。

4 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門調査員を置くことができる。

第三條 委員は教育職員及び政治、教育、学術、文化、経済、労働等の各界における学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。但し、第七條の規定により教科用図書分科審議会に分属させる委員については、文部大臣が定める方法で文部大臣と都道府県教育委員会が選出した者のうちから任命するものとする。

2 臨時委員、調査員及び専門調査員は、学識経験のある者のうちから審議会の意見を聞いて、文部大臣が任命する。

第四條 委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

3 委員、臨時委員、調査員及び専門調査員は、非常勤とする。

第五條 分科会長のうちから委員が審議会の会長として選挙した者は、審議会の会務を総理する。

2 分科会長のうち他の一人は、審議会の副会長として、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長の任期は、一年とする。

(分科会)

第六條 審議會に、第一條に掲げる事項を分担させるため、左表の通り、分科会を置く。

分科会の名称	分担事項
教科用図書検定調査分科審議會	検定申請の教科用図書及び通信教育用学習図書に関する事項
教科用図書分科審議會	教科用図書に関する重要事項

第七條 委員及び臨時委員は、文部大臣の指名により、前條に掲げる分科会のいづれかに分属するものとする。

第八條 各分科会に属する委員により、分科会長として互選された者は、各分科会の会務を掌理する。

2 分科会長に事故があるときは、その分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第九條 審議會は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議會の議決とすることができる。

(部会)

第十條 第六條の分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。

3 各部会に属する委員により部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

4 分科会は、その定めるところにより、部会の議決又は二以上の部会の合同の議決をもつて分科会の議決とすることができる。

(議事)

第十一條 審議會は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議會の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会又は部会の議事及び二以上の部会の合同の議事に準用する。この場合において、二以上の部会の合同の議事を整理する会長には、その部会を置いた分科会の定めるところにより、その部会の部会長のうちの一人が当るものとする。

(庶務)

第十二條 審議會の庶務は、文部省調査普及局及び文部省管理局において処理する。

(雜則)

第十三條 この政令に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

- 2 この政令施行の後最初に任命される委員の任期は、第四條第一項の規定にかかわらず、半数の者については一年とし、他の半数の者については二年とする。
- 3 前項の規定により任期を一年とする委員は、各分科会についてその属する委員の半数の者の任期がいずれも一年となるように、くじで定める。
- 4 第三條但書の規定は、この政令施行の後最初に任命される委員については適用しない。
- 5 教科用図書審議会令（昭和二十四年政令第二百五十四号）及び教科用図書検定調査会令（昭和二十四年政令第二百五十七号）は、廃止する。

補充教材の使用について

（昭和二十三年四月二十八日文部省発教第五一号）
（都道府県、知事関係学校長あて、文部省教科書局長）

標記の件については、昨年四月十七日発教第四一号通て、「昭和二十三年度教科用図書に関するこ

と」の第五項にて注意しておいたが、本件に関し多少誤解している向きもあるのでこゝに改めて通てふする。

記

小学校、中学校及び高等学校において、文部省著作、又は文部省検定済の教科書を使用の上、更に地図、図表、新聞、雑誌その他検定を経ない図書を補助教材として訓育のために教室に於て使用することは差支えないが、この場合は、教師、校長は責任を以て、極端な国家主義、国家神道或いは軍国主義を教えることを禁止する連合国軍総司令官の命令に違背してはならない。
なお、かゝる補助教材を生徒に強制的に購入せしめることが出来ないのみならず、それを購入しなければ生徒が学習するに困難を感じる様な教え方をしてはならない。

教科用図書検定を申請し、審査の結果不合格

となりたるものの取扱いについて

（昭和二十三年八月二十四日文部省発教第一一九号）
（都道府県知事、関係学校長あて、文部省教科書局長）

補充教材の使用について本年四月二十八日附発教第五一号の通達にかかわらず標記の件について

は、左記の通り貫（管下）学校関係者に誤りないよう御注意願いたい。

記

教科用図書の検定を申請し、審査の結果不合格となつたものは、いずれも教育上好ましくないものであるから、教師、校長は、補充教材その他いかなる名目においても又いかなる手段によっても、これを教材として使用し、あるいは児童、生徒に使用させてはいけない。また教師・校長が児童、生徒にこれを購入することを示唆することもない。なお、自宅等における学習に際して児童、生徒がこれを使用しなければ困難を感じるような教え方をしてもいけない。

教科用図書検定規則

〔改正〕 昭和二十三年四月三十日文部省令第四号 昭和二十三年文部省令第十五号 第二十二号 昭和二十四年文部省令第三十五号 昭和二十五年文部省令第三十号

第一条 教科用図書の検定は、その図書が教育基本法及び学校教育法の趣旨に合し教科用に適することとを認めるものとする。

この規則において教科用図書（以下図書という。）とは小学校、中学校、高等学校及びこれに準ず

る学校の児童又は生徒が用いるため、教科用として編修された図書をいう。

第二条 図書の検定は教科用図書検定調査審議会の答申にもとづいて、文部大臣がこれを行う。

第三条 図書の著作者又は発行者はその図書の検定を文部大臣に申請することができる。

第四条 図書の検定は原稿審査、校正刷審査及び見本審査の三段階を経て完了する。

第五条 図書の検定を受けようとする者は別記様式第一号の原稿審査申請書に原稿六部体裁見本一部、及び検定審査料を添えて文部大臣に提出するものとする。

検定審査料は原稿一枚につき二十五円の割合による。但し、一件五千円未満のものは五千円とする。

すでに納めた検定審査料はこれを返さないものとする。

第六条 原稿審査を経た者は、別記様式第二号の校正刷審査申請書に校正刷三部を添えて文部大臣に提出するものとする。

前項の審査を経た者は、別記様式第三号の見本審査申請書に、見本十二部を添えて、文部大臣に提出するものとする。

第七条 検定を得た図書には、その表紙に「文部省検定済教科書」を、そのとびらに、「年月日文部省検定済」及びその図書の用いられる学校、教科の種類を明記しなければならない。

第八條 検定を與えられた圖書の冊数又は定価を変更しようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。

第十二條により公告した圖書の名称、著作者の氏名及び発行者の住所氏名等に異動を生じ、その記載方を変更したときは、文部大臣に届け出なければならない。

第九條 検定の効力は、改訂を加えた圖書には、及ばないものとする。

第十條 検定申請中の圖書又は検定を得た圖書を改訂しようとする者は、別記様式第四号の改訂申請書に、改訂原稿五部及び第五條第二項に規定する検定審査料の半額に相当する金額を添えて、文部大臣に提出しなければならない。

第十一條 この規則において改訂とは、文章、字句、さし絵を増減校訂し、記述の方法若しくはさし絵、ページ数、行数、字体、判型を変更し又は注解、附録、序文等を加除変更する場合を含むものとする。

前項の改訂がページ数の四分の一以上にわたるものは、第五條及び第六條により検定の申請をしなければならない。

第十二條 検定を與えた圖書は、その名称、ページ数、定価、目的とする学校、教科の種類、検定及び発行の年月日、著作者の氏名及び発行者の住所氏名等を官報に公告する。

発行を中止した圖書についても前項と同様官報に公告する。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。
この省令は、昭和二十四年度以降使用の圖書につき、これを適用する。
従前の規則により昭和二十一年二月二十三日以後において検定を與えた圖書は、この規則により検定を與えたものとみなす。

別記様式第一号 (B・4)

検定教科用圖書原稿審査申請書

検 印

受付月日	図 書 名			使 用 を 目 的 と す る		
番 号				学 校 学 年 教 科	見 本 本 の 休 裁	判 型 製 本 様 式
著 作 者 名						

判定		原稿の体裁	
ページ数	さし絵の数量	着色の度数	
ページ(四二〇字詰)換算ページ			

右の原稿について、審査を願いたく、原稿六部、体裁見本一部、検定審査料金 円を添えて申請します。

年 月 日

申請者

住所
氏名

電話

連絡担当者

文部大臣あて

別記様式第二号 (B・4)

検定教科用図書校正刷審査申請書

受付月日		図書名		使用を目的とする		検印
番号		(分册記号)		見本の体裁		
著作者名		判型	製本様式	ページ数	学 校 学 年 教 科	
判定	備考	原稿審査申請日	年 月 日			

右の校正刷について、審査を願いたく、校正刷三部、合格原稿一部を添えて申請します。

年 月 日

申請者

住所

II-152

氏 名

電話

連絡担当者

文部大臣あて

別記様式第三号 (B・4)

検定教科用図書見本本審査申請書

受付月日	図 書 名	使用を目的とする	検印
番 号	(分册記号)	学 校 学 年 教 科	
判 定	著 作 者 名	見 本 本 の 体 裁	
		製 本 様 式 ペ ー ジ 数	
		原稿審査申請日	
		原稿審査合格日	
		校正刷審査合格日	
		考 備	

右の図書について、検定の審査を願いたく、見本本十二部を添えて申請します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

電話

印

文部大臣あて

別記様式第四号 (B・4)

検定教科用図書改訂審査申請書

受付月日	図 書 名	使用を目的とする	検印
番 号	(分册記号)	学 校 学 年 教 科	
		検定済教科書の場合	
		教科書符号	
		検定済年月日	
		ページ数	

判定		著作者名		年月日	
原稿審査申請日		原稿審査にのみ合格の場合		ペー ジ 数	
改訂の 箇所		原稿審査合格日		改訂ペー ジ 数	
表紙	さし絵	年月日	年月日	ケ所	
図					

右の図書を改訂いたしたく、改訂理由書と改訂原稿五部に検定審査料金を添えて申請します。

年 月 日

申請者

住所
氏名

電話

連絡担当者

文部大臣あて

文部省告示第四十六号

教科用図書検定申請は、左記の種目について受理する。

昭和二十四年文部省告示第四号、昭和二十四年文部省告示第百六十五号、昭和二十四年文部省告示第百七十五号、昭和二十五年文部省告示第十二号は、廃止する。

昭和二十六年年度以降使用教科用図書検定受理種目

(昭和二十五年文部省告示第四十六号、第六十号、第六十五号、第七十号、第七十七号)

学 校	教科用図書名	学年別検定受理数						色刷 度数	備 考
		1	2	3	4	5	6		
小 学 校	国語	三八	二六	二六	三六	三六	三六	参照	一—三年 四—六年 二色
	かきかた	六	六	六	六	六	六	1	
	ローマ字				三	三	六	2	
	社会		B5 三	二六	二六	二六	三六	備考	二、三年 四—六年 二色
	算数	六	二〇〇	二〇八	二六	三〇	三〇	参照	四—六年 二色
	理科	一四	一四	一四	三九	四〇	四〇	参照	
	音楽	六	六	七	七	八	八	参照	
	国語(文学)	三〇	三〇	三〇				1	別刷さし絵 一枚(四色)
	国語(言語)			二〇				1	参照
	国語(文学及び言語を総合したもの)	五〇	五〇	五〇				1	2 1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意五参照 別刷さし絵一枚(四色)
中 学 校	習字	六	六	六				1	別刷さし絵一枚(四色)
	国語							1	参照
	英語	六	六	六	六	六	六	1	別刷さし絵一枚(四色)
	英語(読本と英語の実際の使用のための教科書)	一六	一六	一六				1	2 1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
	フランス語読本	六	六	六				1	別刷さし絵一枚(四色)
	フランス語の実際の使用のための教科書	六	六	六				1	参照
	フランス語読本とフランス語の実際の使用のための教科書	一六	一六	一六				1	2 1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
	ドイツ語読本	六	六	六				1	別刷さし絵一枚(四色)
	ドイツ語の実際の使用のための教科書	六	六	六				1	参照
	ドイツ語読本とドイツ語の実際の使用のための教科書	一六	一六	一六				1	2 1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
中 国 語 の 実 際 的 使 用 の た め の 教 科 書	中国語読本	六	六	六				1	別刷さし絵一枚(四色)
	中国語の実際の使用のための教科書	六	六	六				1	参照
	中国語読本と中国語の実際の使用のための教科書	一六	一六	一六				1	2 1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
	中国語読本	六	六	六				1	別刷さし絵一枚(四色)
	中国語の実際の使用のための教科書	六	六	六				1	参照
	中国語読本と中国語の実際の使用のための教科書	一六	一六	一六				1	2 1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
	中国語読本	六	六	六				1	別刷さし絵一枚(四色)
	中国語の実際の使用のための教科書	六	六	六				1	参照
	中国語読本と中国語の実際の使用のための教科書	一六	一六	一六				1	2 1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
	中国語読本	六	六	六				1	別刷さし絵一枚(四色)

ロ	一	マ	字	二	三	三	六	1	別刷さし絵一枚(四色)
英語	読本			六	六	六	六	1	別刷さし絵一枚(四色)
英語の実際の使用のための教科書				六	六	六	六	1	参照
英語読本と英語の実際の使用のための教科書を総合したもの				一六	一六	一六		1	2 1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
フランス語読本				六	六	六		1	別刷さし絵一枚(四色)
フランス語の実際の使用のための教科書				六	六	六		1	参照
フランス語読本とフランス語の実際の使用のための教科書を総合したもの				一六	一六	一六		1	2 1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
ドイツ語読本				六	六	六		1	別刷さし絵一枚(四色)
ドイツ語の実際の使用のための教科書				六	六	六		1	参照
ドイツ語読本とドイツ語の実際の使用のための教科書を総合したもの				一六	一六	一六		1	2 1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
中国語読本				六	六	六		1	別刷さし絵一枚(四色)
中国語の実際の使用のための教科書				六	六	六		1	参照
中国語読本と中国語の実際の使用のための教科書を総合したもの				一六	一六	一六		1	2 1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照

高等学校			
数	学	四八 三四 三四	2 別刷さし絵一枚(四色)
理	科	(B6) 五八 (B6) 六六	特別に必要な單元ごとに別刷さし絵二枚(四色)
音	樂 (一般)	(B5 六四)	別刷さし絵一枚(四色)
音	樂 (器樂合奏)	(B5 六六)	別刷さし絵一枚(四色)
国	語 (文学)	三〇 三〇 三〇	別刷さし絵一枚(四色)
国	語 (言語)	二四〇	別刷さし絵一枚(四色)
国	語 (文学及び言語を総合したもの)	五〇 五〇 五〇	1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意五参照
漢	文	二六 二六 二六	別刷さし絵一枚(四色)
書	道	二三 二三 二三	別刷さし絵一枚(四色)
英	語 読 本	二三 二三 二三	別刷さし絵一枚(四色)
英語の実際の使用のための教科書		六 六 六	別刷さし絵一枚(四色)

中 国 語	朝 鮮 語	朝 鮮 語 読 本	朝 鮮 語 の 実 際 的 使 用 の た め の 教 科 書	朝 鮮 語 読 本 と 朝 鮮 語 の 実 際 的 使 用 の た め の 教 科 書 (合 し た も の)	社 会	日 本 史	地 理 (中 学 用)	図 画 工 作	職 業 生 活 を 中 心 と し て I	家 庭 生 活 を 中 心 と し て II	職 業 生 活 を 中 心 と し て III	農 村 生 活 を 中 心 と し て	保 健
一五二 一五二 一五三	六六 六六 六六	六六 六六 六六	九六 九六 九六	一九二 一九二 一九二	五五 五五 五五	二四八	(B5) 一五〇 (B5)	六六	二四〇 二四〇 二四〇	二四〇 二四〇 二四〇	二四〇 二四〇 二四〇	二四〇 二四〇 二四〇	二四〇
1	1	1	1	1	1	1	なし 制限	6	1	1	1	1	1
1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照	別刷さし絵一枚(四色)	"	"	"	特に必要な單元ごとに別刷 さし絵二枚(四色)	"			1 これらの教科用図書は、 参考教材とあわせ用いら れることが望ましい。に別 刷さし絵二枚(四色)				1 この教科用図書は、全学 年を通じて共通であるか ら、各学校の事情に依 つて、どの学年で使用して

朝鮮語読本	二三 二三 二三	1	別刷さし絵一枚(四色)
中国語読本	二〇 二〇 二〇	1	1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
中国語の実際の使用のための教科書	六 六 六	1	〃
ドイツ語読本	二三 二三 二三	1	別刷さし絵一枚(四色)
ドイツ語読本とドイツ語の(実際の使用のための教科書)を総合したもの	二〇 二〇 二〇	1	1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
ドイツ語の実際の使用のための教科書	六 六 六	1	〃
ドイツ語読本	二三 二三 二三	1	別刷さし絵一枚(四色)
フランス語読本	二〇 二〇 二〇	1	1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
フランス語の実際の使用のための教科書	六 六 六	1	〃
フランス語読本	二三 二三 二三	1	別刷さし絵一枚(四色)
英語読本と英語の実際の使用のための教科書を総合したもの	二〇 二〇 二〇	1	1 別刷さし絵一枚(四色) 2 注意六参照
英語読本	二〇 二〇 二〇	1	〃

朝鮮語の実際的使用のための教科書		1	別刷さし絵一枚(四色)
朝鮮語読本と朝鮮語の實際使用のための教科書を総合したもの	二〇八 二〇八 二〇八	1	1別刷さし絵一枚(四色) 2注意六参照
一般数学	四〇〇	1	別刷さし絵一枚(四色)
解析Ⅰ	四〇〇	1	"
解析Ⅱ	四〇〇	1	"
幾何	四〇〇	1	"
物理	四九六	1	特に必要な單元ごとに別刷さし絵二枚(四色)
化学	四九六	1	"
生物	五七六	1	"
地学	四九六	1	"
理科表	五六	1	
音楽(一般)	(B5)六四 (B5)六四 (B5)六四	1	別刷さし絵一枚(四色)
樂器合奏	(B5)六六	1	"
樂ピアノ	(B5)六六	1	"

被服Ⅱ	營養・食物	家庭經理Ⅱ	保健Ⅱ	家族Ⅱ	住居	保健Ⅰ	家庭看護	食物Ⅰ	家族Ⅰ	家庭經理Ⅰ	被服Ⅰ
四〇〇	二〇〇	八〇	八〇	六〇	六〇	六〇	六〇	八〇	六〇	八〇	六〇
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特に必要な單元ごとに別刷 さし絵二枚(四色)	1 内容は、營養篇、食物Ⅱ 分冊各一〇〇ページとし、 2 特に必要な單元ごとに別 刷さし絵二枚(四色)	〃	〃	〃	〃	〃	2 厚生省発表の六つの基礎 食品によること。 1 特に必要な單元ごとに別 刷さし絵二枚(四色)	〃	〃	〃	特に必要な單元ごとに別刷 さし絵二枚(四色)

工図	保	時事問題	地理	人文地理	日本史	世界史	一般社会	音楽・音楽史
(B5) 二〇	二四〇	重三	(B5) 二〇	重三	四〇〇	四〇〇	四〇〇	六〇
2	6	1	なし	1	1	1	1	1
	1 この教科用図書は、全学 年を通じ、共通であるか どらの学年で使用するに しどの学年で使用するに 一年か二年か、または全 学年にわたって使用する 学内使用する場合、生徒 数だけを採択しなれば 別刷さし絵一枚(四色)	〃	〃	〃	〃	〃	特に必要な單元ごとに別刷 さし絵二枚(四色)	別刷さし絵一枚(四色)

二 関係法令

文部省設置法(抄)

(昭和二十四年五月三十一日
法律第四百十六号)

〔改正〕 昭和二十四年十二月法律第二百七十号、昭和二十五年三月法律第十六号、四月第四百十八号、五月第二百十四号

(この法律の目的)

第一條 この法律は、文部省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第三條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、文部省を設置する。

2 文部省の長は、文部大臣とする。

(文部省の任務)

第四條 文部省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 教育委員会、大学、研究機関(他の行政機関に属するものを除く。以下同じ。)その他教育に関する機関に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

二 民主教育の体系を確立するための最低基準に関する法令案その他教育の向上及び普及に必要な法令案を作成すること。

三 教育のための予算案の作成及び国庫支出金の割当、配分を行うこと。

四―六 省略

七 教育に関する調査研究を行い、及びその調査研究を行う機関に対し、協力し、又は協力を求めること。

八 教育に関する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

九 前各号に掲げるもののほか、教育に関し、法律(これに基く命令を含む。)に基き文部省に属せしめられた事務を行うこと。

(文部省の権限)

第五條 文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但しその権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

二十一 所掌事務に関する調査研究をし、その結果を利用に供し、及び教育に関する調査研究を行う機関に対し、協力し、又は必要がある場合調査研究を委託すること。

二十二 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

二十三 教育委員会、大学、研究機関その他教育に関する機関に、報告書その他資料を提出させ、収集するための手續及び方式の基準を設定すること。

二十四 国家的又は国際的関心のある題目について、会議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。

二十五 小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園に関し、教育課程、教科用図書その他の教材、施設、編制、身体検査、保健衛生、学校給食及び教育職員の免許等についての最低基準に関する法令案を作成すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(これに基く命令を含む。)に基き文部省に属せしめられた権限

2 文部省は、その権限の行使に当つて、法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。

(調査普及局の事務)

第十一條 調査普及局においては 左の事務をつかさどる。

八 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

九 文部省が著作の名義を有する教科用図書その他の出版物、検定教科用図書及び文部省の奨励する事業のために必要な用紙及びその副資材の需要量を総合調整すること。

十 前号の用紙及びその副資材について、決定された割当量に基いて、その割当方針を立てること。

十一 文部省から用紙の割当を受ける出版物の印刷、製本その他に必要な基準を設定し、及びこれらの出版物の価格を法令の範囲内で認可すること。

十二 文部省の出版物の印刷及び刊行頒布に関して、他部局に対し、援助を与えること。

十五 文部省の計画及び政策に関し、公報を準備し、及び普及すること。

十六 この局の所掌事務につき法律によつて設置された審議会等に対し、事務的、技術的な援助を与えること。

十七 この局の所掌事務に関する法令案を作成すること。

十八 この局の所掌事務に関する予算案を準備すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、この局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(審議会等)

第二十四條 第十三條に掲げるもののほか、本省に左表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	目	的
教科用図書検定調査審議会		検定申請の教科用図書を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。	
教科書出版資格審査会		文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四百十九号)に規定する事項を審査すること。	

2 前項に掲げる機関の分科会、内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。

附 則

6 初等中等教育局においては、当分の間、学習指導要領を作成するものとする。但し、教育委員会において、学習指導要領を作成することを妨げるものではない。

7 初等中等教育局においては、昭和二十三年度において編修を計画した社会科、理科、国史、習字の教科用図書の編修が終るまでは、その編修を継続するものとする。

8 初等中等教育局においては、当分の間、文部省が著作の名義を有する教科用図書で年需要部教が一万部を越えるものについて、その改訂を行うものとする。

9 初等中等教育局においては、当分の間、盲ろう、教育用等の特殊の教科用図書の編修及び改訂を行うものとする。

11 調査普及局においては、当分の間、初等教育、中等教育及び特殊教育用の教科用図書の発行の指示及び製造供給の承認等、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)に基き文部省に属せしめられた事務を処理するものとする。

12 管理局においては、当分の間、教科用図書の検定を行うものとする。

文部省組織規程(抄)

(昭和二十四年五月三十一日
文部省令第二十一号)

〔改正〕昭和二十五年五月文部省令第十八号

(初等教育課)

第十條 初等教育課においては、左の事務をつかさどる。

一 小学校及び幼稚園並びに盲学校、ろう学校及び養護学校(中学部及び高等部を除く。)に関し、左に掲げる事務を

行うこと。

ハ 手引書、指導書、会報、パンフレット等を作成し、及びそれらを利用に供すること。

ホ 学習指導要領を編修し、及び改訂すること。

ヘ 教科用図書を編修し、及び改訂すること。

(中等教育課)

第十一條 中等教育課においては、左の事務をつかさどる。

一 中学校、高等学校(学校教育法第九十八條第一項の従前の規定による中等学校を含む。)並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部及び高等部(この條中以下「中学校及び高等学校」という。)に関し、左に掲げる事務(職業教育課及び保健課の所掌に属する事務を除く。)を行うこと。

ハ 手引書、指導書、会報、パンフレット等を作成し、及びそれらを利用に供すること。

ホ 学習指導要領を編修し、及び改訂すること。

ヘ 教科用図書を編修し、及び改訂すること。

(職業教育課)

第十二條 職業教育課においては、左の事務をつかさどる。

二 関係局課と連絡して、職業教育に関する学習指導要領を編修し、及び改訂すること。

七 職業教育の振興及び職業指導に関し、会報、パンフレット等を作成し、及びそれらを利用に供し、並びに研究会、講習会その他の催しを主催し、又はそれらに参加すること。

(保健課)

第十三條 保健課においては、左の事務をつかさどる。

一 学校における保健衛生に関し、左に掲げる事務を行うこと。

ロ 手引書、指導書、会報、パンフレット等を作成し、及びそれらを利用に供すること。

(国語課)

第三十二條 国語課においては、左の事務をつかさどる。

三 ローマ字に関する教科用図書を編修し、又は改訂すること。

五 文部省の出版物の用語及び用語法を審査し、並びに文体を定めること。

(刊行課)

第三十三條 刊行課においては、左の事務をつかさどる。

一 関係局課と連絡して、初等教育、中等教育及び特殊教育のための教科用図書の発行の指示及び製造供給の承認等教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)に基く事務を処理すること。

二 文部省が著作の名義を有する刊行物の著作権を管理すること。

三 文部省が著作の名義を有する教科用図書、学習指導要領その他の出版物、検定教科用図書及び文部省の奨励する事業のために必要な用紙及びその副資材の需要量を総合調整し、その結果を管理局に送付すること。

四 前号の用紙及びその副資材について、決定された割当量に基いて、その割当方針を立て、管理局に助言すること。

五 文部省において出版される出版物の印刷、製本その他に必要な基準を設定し、及びその出版物の価格を法令の範囲内で認可すること。

六 文部省の出版物の体裁、意匠、さし絵及び図式に関する企画について他局課に対し、援助と助言を与えること。

七 文部省の出版物の印刷及び刊行領布に関し、他局課に対し、援助と助言を与えること。

八 教科用図書検定調査審議会に対し、教科書検定課と協力して、及び教科書出版資格審査会に対し、関係局課と連絡して、事務的、技術的な援助を与えること。

九 この課の所掌事務に関する法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

(教科書検定課)

第三十八條 教科書検定課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 教科用図書の検定に関する事務を処理すること。
- 二 学校教育法に基く通信教育のための学習図書の検定に関する事務を処理すること。
- 三 関係局課と協力して、教科用図書検定基準及び通信教育用学習図書検定基準を作成し、及び改訂すること。
- 四 教科用図書及び通信教育用学習図書の検定に関する制度、基準等について普及し、及び援助と助言を与えること。
- 五 検定済教科用図書及び検定済通信教育用学習図書の目録を作成し、及び利用に供すること。
- 六 この課の所掌事務に関し、教育委員会その他の求めに応じ、直接専門的、技術的な援助を与えること。
- 七 教科用図書検定調査審議会に対し、関係局課と連絡して事務的、技術的な援助を与えること。
- 八 この課の所掌事務に関する法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

教育委員会法(抄)

(昭和二十三年七月十五日
法律 第七十号)

〔改正〕昭和二十四年一月法律第一号、五月第七十七号、第四百八十八号、二十五年四月第一号、五月第六十

八号、第八十四号、第二百十四号、八月第二百三十八号

第一章 総 則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。

(設 置)

第三條 教育委員会は、都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村にこれを設置する。但し、町村は、必要がある場合には、一部事務組合を設けて、その組合に教育委員会を設置することができる。

2 前項の一部事務組合の教育委員会に関し必要な事項は、政令でこれを定めることができる。

3 この法律で「都道府県委員会」とは、都道府県に設置する教育委員会を、「地方委員会」とは、市町村に設置する教育委員会をいう。

(権 限)

第四條 教育委員会は、從來都道府県若しくは都道府県知事又は市町村若しくは市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の権限に属する教育、学術及び文化(教育という。以下同じ。)に関する事務、並びに將來法律又は政令により当該地方公共団体及び教育委員会の権限に属すべき教育事務を管理し、及び執行する。

2 大学及び私立学校は、法律に別段の定めがある場合を除いては、教育委員会の所管に属しない。

第二章 教育委員会の組織

第一節 教育委員会の委員

(委 員)

第七條 都道府県委員会は七人の委員で、地方委員会は五人の委員で、これを組織する。

2 第三項に規定する委員を除く委員は、日本国民たる地方公共団体の住民が、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の定めるところにより、これを選挙する。

3 委員のうち一人は、当該地方公共団体の議会の議員のうちから、議会において、これを選挙する

第三節 教育長及び事務局

(教育長)

第四十一條 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が、これを任命する。

3 教育長の任期は、四年とする。但し、再任することができる。

第四十二條 (削除)

(事務局)

第四十三條 教育委員会の職務権限に属する事項に関する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

(事務局の部課)

第四十四條 都道府県委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課（土木建築に関する部課を除く。）を置く。但し、教育の調査及び統計に関する部課並びに教育指導に関する部課は、これを置かなければならない。

2 地方委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課を置くことができる。

(事務局の職員)

第四十五條 都道府県委員会の事務局に、指導主事並びに教科用図書の検定又は採択、教科内容及びその取扱、学校保健、建築その他の事項に関する事務又は技術に従事する必要な事務職員及び技術職員を置く。

2 地方委員会の事務局には、都道府県委員会の事務局に準じて必要な職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

4 第一項及び第二項の職員は、教育長の推薦により、教育委員会が、これを任命する。

第四十六條 (削除)

第四十七條 教科用図書の検定又は採択、教科内容及びその取扱、その他特殊な事務又は技術に従事する事務職員又は技術職員には、教員をもつて、これに充てることができる。但し、その期間中は、教員の職務を行わないことができる。

第三章 教育委員会の職務権限

(教育委員会の所管)

第四十八條 都道府県委員会は、都道府県の設置する学校その他の教育機関を、地方委員会は、当該地方公共団体の設置する学校その他の教育機関をそれぞれ所管する。

2 当該教育委員会は、その協議により都道府県の設置する高等学校を市町村に、又は市町村の設置する高等学校を都道府県に移管することができる。

(教育委員会の事務)

第四十九條 教育委員会は、第四條に定める権限を行使するために、左に掲げる事務を行う。

一 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。

二 学校その他の教育機関の用に供し、又は用に供するものと決定した財産（教育財産という。以下同じ。）の取得、管理及び処分に関すること。

三 教科内容及びその取扱に関すること。

四 教科用図書の採択に関すること。

五 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定に基き、校長及び教員の任免その他の人事に関すること。

六 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

七 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の組織する労働組合に関すること。

八 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他建物の營繕、保全の計画及びその実施に関すること。

九 教具その他の設備の整備に関すること。

十 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。

(以下略)

第五十條 教育委員会の権限に関する事務のうち、左に掲げるものは、都道府県委員会のみが、これを行う。

一 教育職員免許法の定めるところに従い、国立又は公立の学校の校長及び教員並びに教育長及び指導主事の免許状

に関すること。

二 文部大臣の定める基準に従い、都道府県内のすべての学校の教科用図書の検定を行うこと。

三 地方委員会に対し、技術的、専門的な助言と指導を与えること。

四 高等学校の通学区域の設定又は変更に関すること。

(以下略)

第五十一條 校長及び教員の任免、給与等の人事その他共通する必要な事項を決定するために、都道府県内の地方委員会と都道府県委員会が連合して協議会を設けることができる。

2 前項の協議会の決議は、全員一致によらなければならない。

3 協議会に關して必要な事項は、当該教育委員会の協議によつて、これを定めなければならない。

第五十二條 特別区の教育委員会については、第四十九條第一項第三号及び第四号の規定は、これを適用せず、都の教育委員会が、これを行う。

第五十二條の二 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

第五十二條の三 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会の行うすべての教育事務につき、助言し、推せんすることができる。

3 教育長は、教育委員会の事務局の事務を総括し、及びその職員を指揮監督する。

4 教育長は、自己の身分取扱についての議事が行われる場合を除く外、教育委員会のすべての会議に出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わることができない。

5 教育長は、その事務執行に關し、及び教育委員会の所轄地域の教育に關し、必要な報告及び資料を教育委員会に提

出しなければならない。

(指導主事の職務)

第五十二條の四 指導主事は、校長及び教員に助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

(教育委員会規則)

第五十三條 教育委員会は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものは、一定の公告式により、これを公布しなければならない。

3 前項の公告式は、教育委員会規則でこれを定め、公布のための署名、公布の方法、施行日その他必要な事項を規定しなければならない。

(報告書の提出)

第五十五條 都道府県委員会は、地方委員会に対し、文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に対し、各所轄区域の教育に關する年報その他必要な報告書を提出させることができる。

2 法律に別段の定がある場合の外、文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に対し、都道府県委員会は、地方委員会に対して、行政上及び運営上指揮監督をしてはならない。

附 則

第六十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第九十四條の規定は、昭和二十三年十一月一日から、これを施行する。

第七十條 大阪市、京都市、名古屋市、神戸市及び横浜市(五大市という。以下同じ。)並びに既に教育委員会を設置しているその他の市以外の市は昭和二十五年十一月一日又は昭和二十七年十一月一日に、町村(既に教育委員会を設置している町村を除く。)は昭和二十七年十一月一日に、それぞれ教育委員会を設置しなければならない。

2 前項の教育委員会の設置に關して必要な事項は、政令で定めることができる。

第七十一條 この法律施行後、都道府県又は五大市の教育委員会が成立するまでの間、この法律により教育委員会が行ふべき事務は、なお従前の例により、各相当機関がこれを行う。

第八十六條 教科用圖書の檢定は、第五十條第二号の規定にかかわらず、用紙割当制の廃止されるまで、文部大臣が行ふ。

学校教育法(抄)

(昭和二十二年三月三十一日
法律第二十六号)

〔改正〕昭和二十三年七月法律第百三十三号、第百七十号、二十四年五月第百四十八号、六月第百七十九号、十二月第百七十号、二十五年四月第百三十三号

第一章 総 則

第一條 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第二章 小 学 校

第十七條 小学校は、心身の発達に應じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十八條 小学校における教育については、前條の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の關係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。

二 郷土及び国家の現状と傳統について、正しい理解に導き、進んで國際協調の精神を養うこと。

三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

四 日常生活に必要な國語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。

五 日常生活に必要な数量的な關係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。

六 日常生活における自然現象を科学的に觀察し、処理する能力を養うこと。

七 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。

八 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第十九條 小学校の修業年限は、六年とする。

第二十條 小学校の教科に關する事項は、第十七條及び第十八條の規定に従い、監督庁が、これを定める。

第二十一條 小学校においては、監督庁の檢定若しくは認可を経た教科用圖書又は監督庁において著作権を有する教科用圖書を使用しなければならない。

2 前項の教科用圖書以外の圖書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

第三章 中 学 校

第三十五條 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に應じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六條 中学校における教育については、前條の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 小学校における教育の目標をなお充分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に應じて將來の進路を選択する能力を養うこと。

三 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

第三十七條 中学校の修業年限は、三年とする。

第三十八條 中学校の教科に關する事項は、第三十五條及び第三十六條の規定に従い、監督庁が、これを定める。

第四十條 第二十一條、第二十二條第二項、第二十三條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十四條までの規定は、中学校に、これを準用する。

第四章 高等学校

第四十一條 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第四十二條 高等学校に於ける教育については、前條の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有爲な形成者として必要な資質を養うこと。
二 社会において果さなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて將來の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養ひ、個性の確立に努めること。

第四十三條 高等学校の学科及び教科に関する事項は、前二條の規定に従い、監督庁がこれを定める。

第四十四條 高等学校には、通常の課程の外、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程と称する。）を置くことができる。

高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

第四十五條 高等学校は、通信による教育を行うことができる。

通信による教育に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第四十六條 高等学校の修業年限は、三年とする。但し、定時制の課程を置く場合は、その修業年限は、四年以上とする。

第四十九條 高等学校に関する教科用図書、入学、退学、転学その他必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第六章 特殊教育

第七十一條 盲学校、聾学校又は養護学校は、夫々盲者、聾者又は精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三條 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科及び教科用図書、高等部の学科、教科及び教科用図書又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、監督庁が、これを定める。

第七章 幼稚園

第七十七條 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第七十八條 幼稚園は、前條の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養ひ、身体諸機能の調和的発達を図ること。
二 園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。

三 身近の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

四 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。

五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

第七十九條 幼稚園の保育内容に関する事項は、前二條の規定に従い、監督庁が、これを定める。

第八十條 幼稚園に入園することのできる者は、満三才から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

附則

第九十三條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。（以下略）

第九十八條 この法律施行の際、現に存する従前の規定（国民学校令を除く。）による学校は、従前の規定による学校と

して存続することができる。

前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の学校となることができる。

第二百五條 中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。

前項の教育に関し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

第六百六條 第三條、第六條第二項、第八條、第十一條、第十二條第二項、第二十條、第二十一條第一項、第二十二條第二項、第三十八條、第四十三條、第四十五條第二項、第四十七條、第四十八條第二項、第四十九條、第七十三條、第七十九條、第八十三條第四項及び第八十八條の監督庁並びに第四條及び第二十三條に規定する定めをなす権限を有する監督庁は、当分の間、これを文部大臣とする。但し、文部大臣は、その権限を他の監督庁に委任することができる。

(第二項略)

学校教育法施行規則(抄)

(昭和二十二年五月二十三日
文部省令第十一号)

〔改正〕昭和二十三年十月省令第十八号、二十四年九月第三十四号、十一月第三十九号、十二月第四十四号、二十五年三月第十二号、四月第十三号、九月第二十四号、十月第二十八号

第一章 総 則

第一節 設置 廃止

第一條 学校には、別に定める設置基準に従い、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室その他の設備を設けなければならない。

第二章 小 学 校

第一節 設備 編制

第十八條 小学校の二學級の児童数は、五十人以下を標準とする。但し、特別の場合においては、この標準を超えることができる。

第十九條 小学校の學級は、同学年の児童で編制することを原則とする。但し、特別の場合においては、数学年の児童を一學級に編制することができる。

全校の児童を一學級に編制する小学校は、これを單級小学校とし、二學級以上に編制する小学校は、これを多級小学校とする。

第二節 教 科

第二十四條 小学校の教科は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び自由研究を基準とする。

第二十五條 小学校の教科課程については、学習指導要領の基準による。

第二十九條 小学校の教科用図書は、文部大臣の検定又は認可を経たもの若しくは文部大臣が著作権を有するものを使用しなければならない。

第三章 中 学 校

第五十三條 中学校の教科は、これを必修教科と選択教科に分ける。

第五十四條 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育及び職業・家庭を基準とし、選択教科は、外国語及び職業・家庭を基準とする。

第五十五條 第十七條から第二十一條まで、第二十二條但書、第二十三條、第二十五條から第四十四條まで及び第四十六條から第四十八條の二までの規定は、中学校に、これを準用する。

第四章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教科

第五十六條 高等学校の設備、編制及び学科の種類は、別に定める高等学校設置基準による。

第五十六條の二 高等学校には、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（定時制の課程と称する。）について、分校を設けることができる。

第五十六條の三 高等学校において、分校、学科、専攻科若しくは別科又は通常の課程若しくは定時制の課程を新設しようとするときは、その設置者において、第二條第一項の規定に準じ、公立高等学校については都道府県教育委員会の認可を受け、私立高等学校については学科、専攻科又は別科の新設は都道府県知事に届け出、分校、通常の課程又は定時制の課程の新設は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを廃止しようとするときも、第六條の規定に準じ同様とする。

第五十七條（削除）

第五十八條 高等学校の教科用図書は、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものを使用しなければならない。

2 前項に規定する教科用図書のない場合に使用すべき教科用図書は、校長が、これを定める。

第三節 通信教育その他

第六十四條 通信教育に関する事項は、別にこれを定める。

第六章 特殊教育

第七十三條の十一 第十七條、第十九條から第二十一條まで、第二十二條但書、第二十三條、第二十七條、第二十八條、第四十四條、第四十六條から第五十條までの規定は、盲学校及び聾学校の小学部、中学部及び高等部に、これを準用する。但し、第四十九條及び第五十條中助教諭に関する部分は、高等部に、これを準用しない。

2 第二十二條本文、第二十四條から第二十六條まで、第二十九條及び第四十五條の規定は、盲学校及び聾学校の小学部に、これを準用する。

3 第二十五條、第二十六條、第二十九條、第四十五條及び第五十二條から第五十四條の二までの規定は、盲学校及び聾学校の中学部に、これを準用する。

4 第五十六條の三から第六十四條までの規定は、盲学校及び聾学校の高等部に、これを準用する。

5 第二十五條、第二十六條及び第七十六條の規定は、盲学校及び聾学校の幼稚部に、これを準用する。

私立学校法（抄）

（昭和二十四年十二月十五日
法律第二百七十号）

「改正」昭和二十五年三月法律第七十九号、四月第百三号

（この法律の目的）

第一條 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校をいう。

2 この法律において「各種学校」とは、学校教育法第八十三條第一項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三條 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（都道府県知事の事務）

第七條 都道府県知事は、この案に規定するもののほか、私立大学以外の私立学校に関して、左の事務を行う。

一 略

二 学校教育法の規定に基き文部大臣の定める基準に従つて行ふ教科用図書の特選

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

13 第七條第二号に規定する教科用図書の特選に関する事務は、用紙割当制が廃止されるまでは、文部大臣が行ふ。

高等学校設置基準（抄）

（昭和二十三年一月二十七日）
文部省令第一号

第一章 総則

第二條 都道府県監督庁は、普通科、農業に関する学科、水産に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、しくは家庭に関する学科を置く高等学校以外の高等学校、又は二以上の学科を置く高等学校の編制及び整備について、この省令の規定が適用されず又はその適用が不適当と認められる事項については、この省令に示す基準に基づいて、必要な定めをなすことができる。

第二章 学科

第五條 高等学校の学科は、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科とする。

第六條 普通教育を主とする学科は、普通科とする。

専門教育を主とする学科は、左の通りとする。

農業に関する学科 農業科、林業科、蚕業科、園藝科、畜産科、農業土木科、農業製造科、造園科、女子農業科
水産に関する学科 漁業科、水産製造科、水産増殖科
工業に関する学科 機械科、造船科、電気科、電気通信科、工業化学科、紡織科、色染科、土木科、建築科、採鉱

科、や金科、金属工業科、木材工藝科、金属工藝科、窯業科

商業に関する学科

商業科

家庭に関する学科

被服科、食物科

厚生に関する学科

商船に関する学科

外国語に関する学科

美術に関する学科

音楽に関する学科

その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

三 参 考 法 令

教 育 基 本 法

(昭和二十二年三月三十一日)
法律 第二十五号

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一條 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二條 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三條 (教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない。いものであつて、人種、信條、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講

じなければならない。

第四條 (義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴收しない。

第五條 (男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第六條 (学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律の定める法人のみがこれを設置することができる。

法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七條 (社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第八條 (政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九條 (宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十條 (教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一條（補則） この法律に掲げる諸條項を実施するために必要がある場合には、適當な法令が制定されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

著作權法

（明治三十二年三月四日）
（法律第三十九号）

〔改正〕明治四十三年法律第六三号、大正九年第六〇号、昭和六年第六十四号、九年第四十八号、十六年第三十五号

第一章 著作者ノ權利

第一條 文書演述図画建築彫刻模型写真演奏歌唱其ノ他文藝學術若ハ美術（音樂ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有ス

第二條 文藝學術ノ著作物ノ著作權ハ翻譯權ヲ包含シ各種ノ脚本及樂譜ノ著作權ハ興行權ヲ包含ス

第三條 著作權ハ其ノ全部又ハ一部ヲ讓渡スコトヲ得

第四條 發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間繼續ス數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權ハ最終ニ死亡シタル者ノ死後三十年間繼續ス

第五條 著作者ノ死後發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス

第六條 無名又ハ変名著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス
但シ其ノ期間内ニ著作者其ノ実名ノ登録ヲ受ケタルトキハ第三條ノ規定ニ從フ

第六條 官公衙學校社寺協會会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス

第七條 著作權者原著作物發行ノトキヨリ十年内ニ其ノ翻譯物ヲ發行セサルトキハ其ノ翻譯權ハ消滅ス

第八條 前項ノ期間内ニ著作權者其ノ保護ヲ受ケントスル國語ノ翻譯物ヲ發行シタルトキハ其ノ國語ノ翻譯權ハ消滅セス
冊号ヲ逐ヒ順次ニ發行スル著作物ニ関シテハ前四條ノ期間ハ每冊若ハ每号發行ノトキヨリ起算ス

第九條 一部分ツツヲ漸次ニ發行シ全部完成セル著作物ニ関シテハ前四條ノ期間ハ最終部分ノ發行ノトキヨリ起算ス但シ三年ヲ經過シ仍繼續ノ部分ヲ發行セサルトキハ既ニ發行シタル部分ヲ以テ最終ノモノト看做ス

第十條 前六條ノ場合ニ於テ著作權ノ期間ヲ計算スルニハ著作者死亡ノ年又ハ著作物ヲ發行又ハ興行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス

第十一條 相続人ナキ場合ニ於テ著作權ハ消滅ス

第十二條 左ニ記載シタルモノハ著作權ノ目的物ト爲ルコトヲ得ス
一 法律命令及官公文書

第十三條 新聞紙又ハ雜誌ニ掲載シタル雜報及時事ヲ報道スル記事
三 公開セル裁判所、議會並政談集會ニ於テ爲シタル演述

第十四條 無名又ハ変名著作物ノ發行者又ハ興行者ハ著作權者ニ屬スル權利ヲ保全スルコトヲ得但シ著作者其ノ実名ノ登録ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權ハ各著作者ノ共有ニ屬ス
各著作者ノ分担シタル部分明瞭ナラサル場合ニ於テ著作者中ニ其ノ發行又ハ興行ヲ拒ム者アルトキハ他ノ著作者ハ其ノ者ニ賠償シテ其ノ持分ヲ取得スルコトヲ得但シ反對ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 各著作者ノ分担シタル部分明瞭ナル場合ニ於テ著作者中ニ其ノ發行又ハ興行ヲ拒ム者アルトキハ他ノ著作者ハ自己ノ部分ヲ分離シ單獨ノ著作物トシテ發行又ハ興行スルコトヲ得但シ反對ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

本條第二項ノ場合ニ於テハ發行又ハ興行ヲ拒ミタル著作家ノ意ニ反シテ其ノ氏名ヲ其ノ著作物ニ掲クルコトヲ得ス
第十四條 數多ノ著作物ヲ適法ニ編輯シタル者ハ著作家ト看做シ其ノ編輯物全部ニ付テノミ著作權ヲ有ス但シ各部ノ著作權ハ其ノ著作家ニ屬ス

第十五條 著作權ノ相続譲渡及質入ハ其ノ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
無名又ハ変名著作物ノ著作家ハ現ニ其ノ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラス其ノ実名ノ登録ヲ受クルコトヲ得
著作家ハ現ニ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラス其ノ著作物ノ著作年月日ノ登録ヲ受クルコトヲ得

第十六條 登録ハ行政庁之ヲ行フ

登録ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 未タ發行又ハ興行セサル著作物ノ原本及其ノ著作權ハ債權者ノ爲ニ差押ヲ受クルコトナシ但シ著作權者ニ於テ承諾ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 他人ノ著作物ヲ發行又ハ興行スル場合ニ於テハ著作家ノ生存中ハ著作家カ現ニ其ノ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラス其ノ同意ナクシテ著作家ノ氏名称號ヲ變更若ハ隱匿シ又ハ其ノ著作物ニ改竄其ノ他ノ變更ヲ加ヘ若ハ其ノ題号ヲ改ムルコトヲ得ス

他人ノ著作物ヲ發行又ハ興行スル場合ニ於テハ著作家ノ死後ハ著作權ノ消滅シタル後ト雖モ其ノ著作物ニ改竄其ノ他ノ變更ヲ加ヘテ著作家ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題号ヲ改メ若ハ著作家ノ氏名称號ヲ變更若ハ隱匿スルコトヲ得ス
前二項ノ規定ハ第二十條、第二十二條ノ二、第二十二條ノ五第二項、第二十七條第一項第二項、第三十條第一項第二項乃至第九號ノ場合ニ於テモ之ヲ適用ス

第十九條 原著物ニ訓点、傍訓、句讀、批評、註解、附録、図画ヲ加ヘ又ハ其ノ他ノ修正増減ヲ爲シ若ハ翻案シタルカ爲新ニ著作權ヲ生スルコトナシ但シ新著作物ト看做サルヘキモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 新聞紙又ハ雜誌ニ掲載シタル政治上ノ時事問題ヲ論議シタル記事(學術上ノ著作物ヲ除ク)ハ特ニ轉載ヲ禁スル旨ノ明記ナキトキハ其ノ出所ヲ明示シテ之ヲ他ノ新聞紙又ハ雜誌ニ轉載スルコトヲ得

第二十條ノ二 時事問題ニ付テノ公開演述ハ著作家ノ氏名、演述ノ時及場所ヲ明示シテ之ヲ新聞紙又ハ雜誌ニ掲載スルコトヲ得但シ同一著作家ノ演述ヲ蒐輯スル場合ハ其ノ著作家ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

第二十一條 翻譯者ハ著作家ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著家ノ權利ハ之カ爲ニ妨ケラルルコトナシ

第二十二條 原著物ト異リタル技術ニ依リ適法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ著作家ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス

第二十二條ノ二 文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ヲ活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ複製(脚色シテ映画ト爲ス場合ヲ含ム)シ及興行スルノ權利ヲ包含ス

第二十二條ノ三 活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ著作家ハ文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作家トシテ本法ノ保護ヲ享有ス其ノ保護ノ期間ニ付テハ獨創性ヲ有スルモノニ在リテハ第三條乃至第六條及第九條ノ規定ヲ適用シ之ヲ欠クモノニ在リテハ第二十三條ノ規定ヲ適用ス

第二十二條ノ四 他人ノ著作物ヲ活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ複製(脚色シテ映画ト爲ス場合ヲ含ム)シタル者ハ著作家ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著家ノ權利ハ之カ爲ニ妨ケラルルコトナシ

第二十二條ノ五 文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ノ無線電話ニ依リ放送ヲ承諾スルノ權利ヲ包含ス

無線電信法及之ニ基キ発スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル放送無線電話施設者ハ既ニ發行又ハ興行シタル他人ノ著作物ヲ放送セントスルトキハ著作權者ト協議ヲ爲スコトヲ要ス協議調ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ定ムル相当ノ償金ヲ支払ヒ其ノ著作物ヲ放送スルコトヲ得
前項ノ償金ノ額ニ付異議アル者ハ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十二條ノ六 文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ヲ音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ写調シ及其ノ機器ニ依リ興行スルノ權利ヲ包含ス

第二十二條ノ七 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ他人ノ著作物ヲ適法ニ写調シタル者ハ著作家ト看做シ其ノ

機器ニ付テノミ著作権ヲ有ス

第二十三條 写真著作権ハ十年間継続ス

前項ノ期間ハ其ノ著作物ヲ始メテ発行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス若シ発行セサルトキハ種板ヲ製作シタル年ノ翌年ヨリ起算ス

写真術ニ依リ適法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ原著作物ノ著作権ト同一ノ期間内本法ノ保護ヲ享有ス但シ當事者間ニ契約アルトキハ其ノ契約ノ制限ニ從フ

第二十四條 文藝學術ノ著作物中ニ挿入シタル写真ニシテ特ニ其ノ著作物ノ爲ニ著作シ又ハ著作セシメタルモノナルトキハ其ノ著作権ハ文藝學術ノ著作物ノ著作者ニ屬シ其ノ著作権ト同一ノ期間内継続ス

第二十五條 他人ノ囑託ニ依リ著作シタル写真肖像ノ著作權ハ其ノ囑託者ニ屬ス

第二十六條 写真ニ關スル規定ハ写真術ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ニ準用ス

第二十七條 著作權者ノ不明ナル著作物ニシテ未タ発行又ハ興行セサルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ発行又ハ興行スルコトヲ得

著作權者ノ居所不明ナル場合其ノ他命令ノ定ムル事由ニ因リ著作權者ト協議スルコト能ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ生務大臣ノ定ムル相當ノ償金ヲ供託シテ其ノ著作物ヲ発行又ハ興行スルコトヲ得

前項ノ償金ノ額ニ付異議アル者ハ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十八條 外国人ノ著作権ニ付テハ條約ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外本法ノ規定ヲ適用ス但シ著作權保護ニ關シ條約ニ規定ナキ場合ニハ帝國ニ於テ始メテ其ノ著作物ヲ発行シタル者ニ限り本法ノ保護ヲ享有ス

第二章 出版權

第二十八條ノ二 著作權者ハ其ノ著作物ヲ文書又ハ圖画トシテ出版スルコトヲ引受クル者ニ對シ出版權ヲ設定スルコトヲ得

第二十八條ノ三 出版權者ハ設定行爲ノ定ムル所ニ依リ出版權ノ目的タル著作物ヲ原作ノ儘印刷術其ノ他ノ機械的又ハ

化學的方法ニ依リ文書又ハ圖画トシテ複製シ之ヲ発売頒布スルノ權利ヲ專有ス但シ著作權者タル著作者ノ死亡シタル

トキ又ハ設定行爲ニ別段ノ定ナキ場合ニ於テ出版權ノ設定アリタル後三年ヲ經過シタルトキハ著作權者ハ著作物ヲ全集其ノ他ノ編輯物ニ輯録シ又ハ全集其ノ他ノ編輯物ノ一部ヲ分離シテ別途ニ之ヲ出版スルコトヲ妨ケス

第二十八條ノ四 出版權ハ設定行爲ニ別段ノ定ナキトキハ其ノ設定アリタルトキヨリ三年間存続ス

第二十八條ノ五 出版權者ハ出版權ノ設定アリタルトキヨリ三月以内ニ著作物ヲ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

出版權者カ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作權者ハ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ六 出版權者ハ著作物ヲ繼續シテ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

出版權者カ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作權者ハ三月以上ノ期間ヲ定メテ其ノ履行ヲ催告シ其ノ期間内ニ履行ナキトキハ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ七 著作權者ハ出版權者カ著作物ノ各版ノ複製ヲ完了スルニ至ル迄其ノ著作物ニ正當ノ範圍内ニ於テ修正増減ヲ加フルコトヲ得

出版權者カ著作物ヲ再版スル場合ニ於テハ其ノ都度予メ著作者ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二十八條ノ八 著作權者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ九 出版權ハ著作權者ノ同意ヲ得テ其ノ譲渡又ハ質入ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ十 出版權ノ得喪、變更及質入ハ其ノ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十六條ノ規定ハ出版權ノ登録ニ付之ヲ準用ス

第二十八條ノ十一 出版權ノ侵害ニ付テハ本法中第三十四條及第三十六條ノ二ノ規定ヲ除クノ外僞作ニ關スル規定ヲ準用ス

第三章 偽作

第二十九條 著作權ヲ侵害シタル者ハ偽作者トシ本法ニ規定シタルモノノ外民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第三十條 既ニ發行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス

第一 發行スルノ意思ナク且器械的又ハ化學的方法ニ依ラスシテ複製スルコト

第二 自己ノ著作物中ニ正當ノ範圍内ニ於テ節録引用スルコト

第三 普通教育上ノ修身書及讀本ノ目的ニ供スル爲ニ正當ノ範圍内ニ於テ拔萃蒐輯スルコト

第四 文藝學術ノ著作物ノ文句ヲ自己ノ著作シタル脚本ニ挿入シ又ハ樂譜ニ充用スルコト

第五 文藝學術ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ美術上ノ著作物ヲ挿入シ又ハ美術上ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ文藝學術ノ著作物ヲ挿入スルコト

第六 圖書ヲ彫刻物模型ニ作リ又ハ彫刻物模型ヲ圖画ニ作ルコト

第七 脚本又ハ樂譜ヲ收益ヲ目的トセス且出演者カ報酬ヲ受ケサル興行ノ用ニ供シ又ハ其ノ興行ヲ放送スルコト

第八 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ著作物ノ適法ニ写調セラレタルモノヲ興行又ハ放送ノ用ニ供スルコト

第九 專ラ官庁ノ用ニ供スル爲複製スルコト

本條ノ場合ニ於テハ其ノ出所ヲ明示スルコトヲ要ス

第三十一條 帝國ニ於テ発売頒布スルノ目的ヲ以テ偽著作物ヲ輸入スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條 練習用ノ偽ニ著作シタル問題ノ解答書ヲ發行スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十三條 善意ニシテ且過失ナク偽作ヲ爲シテ利益ヲ受ケ之カ爲ニ他人ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其ノ利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ

第三十四條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權者ハ偽作ニ對シ他ノ著作權者ノ同意ナクシテ告訴ヲ爲シ及自己ノ持分

ニ對スル損害ノ賠償ヲ請求シ又ハ自己ノ持分ニ應ジテ前條ノ利益ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三十五條 偽作ニ對シ民事ノ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ既ニ發行シタル著作物ニ於テ其ノ著作權者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

無名又ハ変名著作物ニ於テハ其ノ著作權者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ其ノ發行者ト推定ス

未タ發行セサル脚本、樂譜及活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ興行ニ關シテハ其ノ興行ニ著作權者トシテ氏名ヲ顯ハサル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

著作者ノ氏名ヲ顯ハサルトキハ其ノ興行者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

第十五條第三項ノ規定ニ依リ著作年月日ノ登錄ヲ受ケタル著作物ニ在リテハ其ノ年月日ヲ以テ著作ノ年月日ト推定ス

第三十六條 偽作ニ關シ民事ノ出訴又ハ刑事ノ起訴アリタルトキハ裁判所ハ原告又ハ告訴人ノ申請ニ依リ保証ヲ立テシメ又ハ立テシメスシテ仮ニ偽作ノ疑アル著作物ノ発売頒布ヲ差止メ若ハ之ヲ差押ヘ又ハ其ノ興行ヲ差止ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ偽作ニ非サル旨ノ判決確定シタルトキハ申請者ハ差止又ハ差押ヨリ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第三十六條ノ二 第十八條ノ規定ニ違反シタル行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ著作權者ハ著作權タルコトヲ確保シ又ハ訂正

其ノ他其ノ聲望名譽ヲ回復スルニ適當ナル処分ヲ請求シ及民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第十八條ノ規定ニ違反シタル行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ著作權者ノ死後ニ於テハ著作權者ノ親族ニ於テ其ノ著作權者タルコトヲ確保シ又ハ訂正

其ノ他其ノ聲望名譽ヲ回復スルニ適當ナル処分ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル民事ノ訴訟ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第三十六條ノ三 第二十二條ノ五第二項又ハ第二十七條第二項ノ規定ニ依ル償金ノ額ニ付主務大臣ノ諮問ニ應セシムル爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

爲著作權審査會ヲ置ク

著作権審査会ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 罰 則

第三十七條 偽作ヲ爲シタル者及情ヲ知テ偽作物ヲ発売シ又ハ頒布シタル者ハ五十円以上五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十八條 第十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十円以上三百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十九條 第二十條、第二十條ノ二及第三十條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セスシテ複製シタル者並第十三條第

四項ノ規定ニ違反シタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

第四十條 著作者ニ非サル者ノ氏名称号ヲ附シテ著作物ヲ発行シタル者ハ三十円以上五百円以下ノ罰金ニ処ス

第四十一條 削除

第四十二條 虚偽ノ登録ヲ受ケタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

第四十三條 偽作物及専ラ偽作ノ用ニ供シタル器械器具ハ偽作者、印刷者、発売者及頒布者ノ所有ニ在ル場合ニ限り之ヲ没收ス

第四十四條 本章ニ規定シタル罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス但シ第三十八條ノ場合ニ於テ著作者ノ死亡シタルトキ並第四十條乃至第四十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條 本章ノ罪ニ対スル公訴ノ時効ハ二年ヲ経過スルニ因リテ完成ス

第五章 附 則 (略)

国 有 財 産 法 (抄)

(昭和二十三年六月三十日
法律第七十三号)

〔改正〕昭和二十四年法律第百三十四号、第百四十五号、第百九十六号、昭和二十五年五月第百四十一号

第一章 総 則

(この法律の趣旨)

第一條 国有財産の取得、維持、保存及び運用(以下管理という。)並びに処分については、他の法律に特別の定のある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

(国有財産の範囲)

第二條 この法律において国有財産とは、国の負担において国有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となつた財産であつて左に掲げるものをいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮き橋及び浮ドック

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四 事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供する機械及び重要な器具

五 地上権、地役権、鉱業権、砂鉱権、その他これらに準ずる権利

六 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

七 株券、社債券、地方債証券、投資信託の受益証券及び出資に因る権利並びに外国又は外国法人の発行する証券で株券、社債券、地方債証券その他これらに準ずるものの性質を有するもの。但し、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

2 前項第四号の機械及び重要な器具は、当該事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設を廃止した場合においても、これを国有財産とする。

3 第一項第七号の社債券には、特別の法令により法人の発行する債券及び社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録された社債を含むものとする。

(国有財産の分類及び種類)

第三條 国有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、左に掲げる種類の財産をいう。

- 一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 二 公共福祉用財産 国において直接公共の用に供し、若しくは供するものと決定した公園若しくは広場又は公共のために保存する記念物若しくは国宝
- 三 皇室用財産 国において皇室の用に供するもの
- 四 企業用財産 国において国の企業又はその企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

4 第二項第四号の国の企業については、政令でこれを定める。

(総轄、所管換及び所屬替の意義)

第四條 この法律において「国有財産の総轄」とは、国有財産の管理及び処分適正を期するため、国有財産に関する制度を整え、その管理及び処分事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理及び処分について必要な調整をすることをいう。

2 この法律において「国有財産の所管換」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下各省各庁の長という。）の間において、国有財産の所管を移すことをいう。

3 この法律において「国有財産の所屬替」とは、同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所屬に属する国有財産を他の部局等の所屬に移すことをいう。

第二章 管理及び処分の機関

(行政財産の管理の機関)

第五條 各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

(普通財産の管理及び処分の機関)

第六條 普通財産は、大蔵大臣が、これを管理し、又は処分しなければならない。

(国有財産の総轄の機関)

第七條 大蔵大臣は、国有財産の総轄をしなければならない。

(国有財産の引継)

第八條 行政財産の用途を廃止した場合においては、各省各庁の長は、大蔵大臣にこれを引き継がなければならない。

但し、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適当としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項但書の普通財産については、第六條の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各庁の長が、これを管理し、又は処分するものとする。

(国有財産の事務の委任)

第九條 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

2 国は、国有財産に関する事務を、地方公共団体又はその吏員に取り扱わせることができる。

第三章 管理及び処分

第一節 通 則

(管理及び処分の総轄)

第十條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は閣議の決定を経て、用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

(職員の行爲の制限)

第十六條 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反してなした行爲は、これを無効とする。

第二節 行政財産

(処分等の制限)

第十八條 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

(準用規定)

第十九條 第二十一條から第二十五條までの規定は、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

第三節 普通財産

(処分等)

第二十條 普通財産は、第二十一條から第三十一條までの規定によりこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定をした場合に限り、これを出資の目的とすることができる。

(貸付期間)

第二十一條 普通財産の貸付は、左の期間をこえることができない。

一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合は、六十年

二 前号の場合を除く外、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、三十年

三 建物その他の物件を貸し付ける場合は、十年

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間をこえること

ができない。

(無償貸付)

第二十二條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下公共団体という。）に、無償で貸し付けることができる。

一 公共団体において、緑地、公園、ため池、火葬場、墓地又はじんあい焼却場の用に供するとき。

二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の收容の用に供するとき。

2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。

3 各省各庁の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

(貸付料)

第二十三條 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付させなければならない。但し、数年分を前納させることを妨げない。

(貸付契約の解除)

第二十四條 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長はその契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これに因つて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五條 前條第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、これを会計検査院の審査に附することができる。

2 各省各庁の長は、前項の審査の結果に関し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基き、適當な措置をとらなければならない。

(準用規定)

第二十六條 前五條の規定は、貸付以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

地方財政法(抄)

(昭和二十三年七月七日
法律第百九号)

〔改正〕昭和二十四年法律第二十六号、五月第百三十一号、第百六十八号、第二百六十一号、第二百八十三号
(地方公共団体がその全額を負担する経費)

第九條 主として地方公共団体の利害に係る事務を行うために要する経費は、当該地方公共団体が、全額これを負担する。

2 前項の経費は、左に掲げるようなものとする。

- 一 地方公共団体の議会及び議会の議員の選挙に要する経費
- 二 地方公共団体の職員に要する経費
- 三 地方公共団体の庁舎の建築及び管理に要する経費
- 四 地方公共団体の地域内の公共的団体の綜合調整に要する経費
- 五 自治体警察に要する経費
- 六 消防に要する経費
- 七 教育学芸に要する経費
- 八 土木事業に要する経費
- 九 都市計画及び都市計画事業に要する経費

十 保健、衛生及び社会福祉に要する経費

十一 農業、商業、工業その他の産業の振興に要する経費

十二 交通、ガス、水道その他の公営企業に要する経費

2 第一項の経費のうちには、第十條及び第十一條に掲げる経費は、含まれないものとする。

(国と地方公共団体とが負担する経費)

第十條 国と地方公共団体相互の利害に係る事務を行うために要する経費は、国と地方公共団体とが、これを負担する。

2 前項の経費は、左に掲げるようなものとする。

- 一 義務教育に従事する職員に要する経費
- 二 地方計画に要する経費
- 三 法律又は政令で定める重要な都市計画及び都市計画事業に要する経費
- 四 法律又は政令で定める河川、道路、砂防、港湾等の重要な土木事業に要する経費
- 五 戦災復旧のために行う学校、道路、港湾、病院、診療所、上下水道その他の公共施設、住宅及び土地区画整理に要する事業費
- 六 災害応急事業、災害事業及び災害救助事業に要する経費
- 七 災害防止施設に要する経費
- 八 鹵検定所に要する経費
- 九 結核、性病、傳染病等の予防に要する経費
- 十 食糧、薪炭その他生活必需品の配給に要する経費
- 十一 労働組合の育成及び労働関係の調整に要する経費
- 十二 児童福祉及び保健所に要する経費

十三 職業輔導施設の設置、維持及び管理に要する経費

十四 生活保護に要する経費

十五 身体障害者の更生援護に要する経費

3 第一項の経費についてその種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令でこれを定めなければならない。

(国がその全額を負担する経費)

第十一條 主として国の利害に関係のある事務を行うために要する経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

2 前項の経費は、左に掲げるようなものとする。

一 国会議員の選挙及び国民投票に要する経費

二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費

三 国土計画に要する経費

四 物資及び物価の統制に要する経費

五 食糧、薪炭その他生活必需品の供出に要する経費

六 農地関係の調整に要する経費

七 国の計画により行う開拓に要する経費

八 檢察審査会に要する経費

(地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経費)

第十二條 地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に對し、その経費を負担させるような措置をしてはならない。

2 前項の経費は、左に掲げるようなものとする。

一 国の機関の設置、維持及び運営に要する経費

二 国家地方警察に要する経費

三 司法及び行刑に要する経費

四 国の教育施設及び研究施設に要する経費

(あらたな事務に伴う財源措置)

第十三條 地方公共団体、地方公共団体の機関又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基いてあらたな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して国会に意見書を提出することができる。

3 内閣は、前項の意見書を受け取つたときは、その意見を添えて、遅滞なく、これを国会に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第十六條 国は、その施策を行うため特別の必要があるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に對して、補助金を交付することができる。

(負担金の支出)

第十七條 国は、第十條第一項又は第十一條第一項に規定する事務で地方公共団体、地方公共団体の機関又はその経費、を地方公共団体が負担する国の機関が行うものについて第十條第三項又は第十一條第一項の規定により国が負担する金額及び第十四條第一項の規定により国が負担する金額(以下国の負担金という)を、当該地方公共団体に對して支出するものとする。

2 地方公共団体は、第十條第一項の事務で国(その経費を地方公共団体が負担する国の機関を除く)が行うものについて同條第三項の規定により地方公共団体が負担する金額(以下地方公共団体の負担金という)を、国に對して支出するものとする。

(国の支出金の算定の基礎)

第十八條 国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金(以下国の支出金という。)の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

(国の支出金の支出時期)

第十九條 国の支出金は、その支出金を財源とする経費の支出時期に遅れないように、これを支出しなければならない。

2 前項の規定は、地方公共団体の負担金等の国に対する支出金にこれを準用する。

(地方公共団体の負担を伴う法令案)

第二十一條 各大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求める前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ内閣総理大臣を通じ地方自治庁長官の意見を求めなければならない。

(負担金等の使用)

第二十五條 国の負担金及び補助金並びに地方公共団体の負担金は、法令の定めるところに従い、これを使用しなければならない。

2 地方公共団体が前項の規定に従わなかつたときは、その部分については、国は、当該地方公共団体に対し、その負担金又は補助金の全部又は一部を交附せず又はその返還を命ずることができる。

3 地方公共団体の負担金について、国が第一項の規定に従わなかつたときは、その部分については、当該地方公共団体は、国に対し当該負担金の全部又は一部を支出せず又はその返還を請求することができる。

附則

第三十一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

財政法(抄)

(昭和二十二年三月三十一日
法律第三十四号)

〔改正〕昭和二十四年四月法律第二十三号、五月第四百四十五号、二十五年三月第六十号、五月第四百四十一号

第三條 租税を除く外、国が国権に基いて收納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業に於ける専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。

第九條 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

2 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に應じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

第十條 国の特定の事務のために要する費用について、国以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならない。

会計法(抄)

(昭和二十二年三月三十一日
法律第三十五号)

〔改正〕昭和二十三年七月法律第七十九号、二十四年四月第二十四号、五月第四百三十四号、第五百六十一号、二十五年五月第四百一十一号

第四章 契約

第二十九條 各省各庁において、売買、貸借、請負その他の契約をなす場合においては、すべて公告して競争に付さなければならない。但し、各省各庁の長は、競争に付することを不利と認める場合その他政令で定める場合において

は、大蔵大臣に協議して、指名競争に付し又は隨意契約にすることができる。

第六章 国庫金及び有価証券

第三十三條 各省各庁の長は、法律又は政令の規定によるのでなければ、公有若しくは私有の現金又は有価証券を保管することができない。

第三十五條 国は、その所有又は保管に係る有価証券の取扱を日本銀行に命ずることができる。

予算決算及び会計令（抄）

（昭和二十二年四月三十日
勅令第六十五号）

〔改正〕昭和二十三年十一月政令第三百三十四号、昭和二十四年四月政令第六十九号、第八十一号、第五百二十七号、第五百四十九号、第七十九号、十月第三百五十六号、二十五年三月第六十二号、四月第九十九号、五月第四百十九号

第七章 契約

第一節 総則

第六十八條 各省各庁の長又はその委任を受けた官吏が契約をしようとするときは、契約の目的、履行期限、保証金額、契約違反の場合における保証金の処分、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作製しなければならない。

第六十九條 契約書には、当該官吏が記名して印をおすことを必要とする。

第七十一條 国と契約を結ぶ者は、現金又は国債を以て契約金額の百分の十以上の保証金を納めなければならない。

指名競争に付し、又は隨意契約による場合においては、各省各庁の長は、保証金の全部又は一部の納付を免除するこ

とができる。（以下略）

第七十二條 契約者がその義務を履行しないときは、契約に別段の定めがある場合の外は、保証金は国庫に帰属する。

第二節 一般競争契約

第七十九條 各省各庁の長は、左の各号の一に該当すると認める者を、その後二年間競争に加わらしめないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に際し故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質数量に関し不正の行爲があつた者

二 競争に際し不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的を以て連合をなした者

三 競争加入を妨害し又は競争者が契約を結ぶこと若しくは履行することを妨害した者

四 検査監督に際し係員の職務執行を妨げた者

五 正当の理由がなくして契約を履行しなかつた者

六 略

第八十一條 競争に加わろうとする者は、現金又は国債を以て見積金額の百分の五以上の保証金を納めなければならない。

第八十二條 競落者が契約を結ばないときは、保証金は国庫に帰属する。

第八十四條 入札の方法による競争に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少くとも十日前に官報新聞紙、掲示その他の方法を以て公告しなければならない。

但し、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

第八十五條 前條の規定による公告は、左に掲げる事項についてこれをなすものとする。

一 競争入札に付する事項

二 契約條項を示す場所

三 競争執行の場所及び日時

四 入札の保証金額に関する事項

第八十六條 各省各庁の長又はその委任を受けた官吏は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

第八十六條ノ二 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。但し、一定期間継続してなす製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

第八十七條 開札は、公告に示した場所及び日時に入札者の面前においてこれを行わなければならない。但し、入札者で出席しない者があるときは、入札事務に関係のない官吏をして開札に立ち会わせなければならない。

入札者は、一旦提出した入札書の引換、変更又は取消をなすことができない。

(以下略)

第八十八條 開札の場合において各人の入札のうち、第八十六條の規定により予定した価格の制限に達したものがなくときは、直ちに再度の入札をなすことができる。

第八十九條 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定めなければならない。

前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない官吏をして、これに代り、くじを引かせることができる。

第九十條 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付しようとするときは、第八十四條の期間は五日までに、これを短縮することができる。

第三節 指名競争契約

第九十三條 指名競争に付しようとするときは、なるべく五人以上の入札者を指定しなければならない。

前項の場合においては、第八十五條に規定する事項を各入札者に通知しなければならない。

第四節 隨意契約

第九十七條 競争に付しても入札者がなく又は再度の入札に付しても落札者がなくときは、隨意契約によることができる。但し、保証金及び期限を除く外、最初競争に付するとき定めた価格その他の条件を変更することができる。

第九十八條 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で隨意契約によることができる。但し、期限を除く外、最初競争に付するとき定めた条件を変更することができない。

第九十九條 前二條の場合においては、予定価格又は落札金額を分割計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をなすことを妨げない。

第一百條 隨意契約にしようとするときは、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。

第八章 国庫金及び有価証券

第一節 保管金及び有価証券

第一百三條 各省各庁の長の保管に係る現金は、大蔵大臣の定めるところにより、これを大蔵省預金部に預け入れなければならない。

第一百四條 国の所有に係る有価証券又は各省各庁の長の保管に係る有価証券は、大蔵大臣の定めるところにより、日本銀行をしてその取扱をなさしめる。

第一百五條 各省各庁の長の保管に係る現金若しくは有価証券又は国の所有に係る有価証券の取扱手続に関しては、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、大蔵大臣がこれを定める。

保管金規則

(明治二十三年一月七日)
法律第一一號

〔改正〕明治三十三年法律第十八號

第一條

法律勅令又ハ從來ノ規則ニ依リ政府ニ於テ保管スル公有金私有金ハ左ノ計算法ニ從ヒ滿五年ヲ過キテ払戻ノ請求ナキトキハ政府ノ所得トス但シ別ニ法律ヲ以テ失權ノ期限ヲ定メタルモノハ各其ノ定ムル所ニ依ル

第一

保管義務解除ノ期アルモノハ其義務ヲ解除シタル翌日ヨリ起算ス

第二

保管義務解除ノ期ナキモノハ保管ノ翌日ヨリ起算ス

第三

訴訟事件ノ爲ニ払戻ヲ請求スル能ハサル場合ニ於テハ裁判確定ノ翌日ヨリ起算ス

第二條

保管金ハ法律勅令又ハ從來ノ規則若クハ契約ニ依ルノ外利子ヲ付セス

第三條

保管金ノ証書ハ売買譲与又ハ書入質入スルコトヲ得ス

第四條

保管金ノ受渡ニ屬スル証書ハ(証券印税)ヲ納ムルニ及ハス

附則

本法ノ期間ハ本法施行前ノ保管金ニ関シテハ本法施行ノ日ヨリ起算ス

保管金取扱規程

(大正十一年二月一日)
(大藏省令第五號)

〔改正〕大正十三年第十九號、大正十五年第八號、昭和二十二年第九百七十號、同二十三年第二百二十五號

第一章 總則

則

第一條

政府ノ保管ニ係ル現金ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受払保管ヲ爲スヘシ

第二條

取扱官庁ハ保管金ヲ預金部取扱規程ノ定ムル所ニ依リ大藏省預金部ニ預入ルヘシ但シ数日內ニ払渡ヲ爲ス必要アルモノ又ハ特殊ノ事由アルモノニ付テハ其ノ官庁ノ出納官吏ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得

第三條

前條ノ規定ニ依リ預入ヲ爲ス取扱官庁ハ所在地ノ日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)ヲ以テ其ノ預金取扱店ト爲スヘシ但シ其ノ地ニ日本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ヲ以テ其ノ預金取扱店ト爲スコトヲ得

第四條

本令中取扱官庁トアルハ警察法第三十七條ニ規定スル警察署長ヲ含ムモノトス

第四條ノ二

出納官吏事務規程第四十四條乃至第四十六條及第八十三條ノ規定ハ取扱官庁ノ振出シタル小切手ニシテ其ノ振出日附後一年ヲ經過シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二章 保管金ノ提出

第五條

保管金ヲ提出スル者ハ保管金提出書ヲ添ヘ現金ヲ取扱官庁ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ保管金ヲ提出スル者ハ預金部預金取扱規程第五條ノ規定ニ依リ預金部預金払込書ヲ添ヘ予メ現金ヲ取扱官庁ノ預金取扱店ニ振込ミ預金部預金領收証書ノ交付ヲ受ケ之ニ保管金提出書ヲ添ヘ取扱官庁ニ提出スルコトヲ得

第六條

取扱官庁前二項ノ提出書ノ必要ナシト認メタル場合ニ於テハ之ヲ省略セシムルコトヲ得

第六條

取扱官庁前條ノ規定ニ依リ保管金ノ提出ヲ受ケタルトキハ第一號書式ノ保管金受領証書ヲ提出者ニ交付スヘシ

第三章 保管金ノ払渡

第七條

保管ノ払渡ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ保管金払渡請求書又ハ前條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル保管金受領証書ヲ取扱官庁ニ提出シ其ノ払渡ヲ請求スヘシ

取扱官庁前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ請求書又ハ受領証書ニ領收ノ旨ヲ記載セシメ之カ支払ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ受取人特ニ現金ノ交付ヲ求メタル場合ヲ除クノ外預金部預金ニ預入ヲ爲シタル取扱官庁ハ現金ノ

交付ニ代ヘ記名式持参人ハ小切手ヲ振出スヘシ

第八條 保管金ノ払渡ヲ受クル権利ヲ有スル者其ノ払渡ヲ請求セムトスルニ當リ取扱官庁ノ預金取扱店所在地外ノ銀行（日本銀行本店、支店及代理店ヲ含ム）ニ於テ支払ヲ受ケムトスルトキハ前條ノ請求書又ハ受領証書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

取扱官庁前項ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該保管金ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絶シ、大藏省預金部ニ預入レタルモノナルトキハ預金部預金取扱規程第十二條ノ手續ヲ爲シ支出官事務規程第四号書式ニ準シタル國庫金送金通知書ヲ請求者ニ交付シ特定ノ銀行（日本銀行本店、支店及代理店ヲ含ム）ヨリ之カ支払ヲ受ケシムヘシ

第四章 保管金利子ノ払渡

第九條 保管金ノ利子ノ払渡ヲ受クル権利ヲ有スル者ハ毎年三月三十一日迄ニ生シタル利子ノ支払ヲ請求スヘシ但シ保管金全額ノ払渡ヲ受クル権利者ハ其ノ払渡ヲ受クル時迄ニ生シタル利子ノ支払ヲ請求スヘキモノトス

前項ノ利子ハ保管金提出ノ月及払戻ノ月ハ其ノ金額ニ對シテ之ヲ付セス保管金ノ一円未満ノ端數ニ對シ亦同シ

第十條 前條ノ権利者保管金ノ利子払戻ヲ請求セムトスルトキハ第三号書式ノ保管金利子請求書ヲ取扱官庁ニ提出スヘシ

第十一條 取扱官庁前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ預金部預金取扱規程第十七條ノ規定ニ依ル預金部預金利子支払請求書ヲ請求者ニ交付シ預金取扱店ヨリ之カ支払ヲ受ケシムヘシ

第五章 保管金ノ保管替

第十二條 甲官庁ニ保管金ヲ提出シタル者乙官庁ニ保管替ヲ請求セムトスルトキハ第四号書式ノ保管金保管替請求書ニ通テ甲官庁ニ提出スヘシ

第十三條 甲官庁前條ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該保管金ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絶シ、大藏省預金部ニ預入レタルモノニシテ保管替ノ理由アリト認メタルトキハ預金部預金取扱規程第十一條ノ手續ヲ爲シ保管金保管替請求書ノ一通ニ承認ノ旨ヲ記入シ尙有利子ノモノハ第五号書式ノ保管金利子参考表ヲ添附シ之ヲ乙官庁ニ送付スヘシ

第十四條 乙官庁前條ノ請求書及其ノ預金取扱店ヨリ振替濟通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ保管金受領証書ヲ保管替請求者ニ交付スヘシ

第十五條 前二條ノ規定ハ甲官庁保管金ヲ提出シタル者ノ請求ニ依ラスシテ保管金ヲ乙官庁ニ保管替ヲ爲サムトスル場合ニ於ケル甲官庁及乙官庁ノ取扱手續ニ付之ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於テ甲官庁ハ第十三條ノ規定ニ依リ送付スル保管金保管替請求書ニ代ヘ保管金保管替通知書ヲ乙官庁ニ送付スルモノトス

第六章 政府ノ所得ニ歸シタル保管金

第十六條 保管金規則、遺失物法其ノ他ノ法令ニ定メタル期間ノ経過ニ依リ政府ノ所得ニ歸シタル保管金アルトキハ取扱官庁ハ一年度分ヲ取纏メ第六号書式ノ保管金政府所得調書ヲ調製シ翌年度四月三十日迄ニ之ヲ所管大臣ノ指定スル主務官庁ニ交付スヘシ

第十七條 主務官庁前條ノ調書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ取扱官庁毎ニ所得總額ヲ記載金額トセル納入告知書ヲ取扱官庁ニ送付スヘシ

取扱官庁前項ノ納入告知書ヲ受ケタルトキハ歳入所屬ノ當該官庁ヲ振替先トスル國庫金振替書ヲ発シ其ノ払出科目ニ保管金其ノ受入科目ニ歳入年度、所管及會計名ヲ記載シ之ヲ日本銀行ニ交付シ振替払込ノ手續ヲ爲サシメ振替濟書ノ交付ヲ受ケヘシ

第十八條 第十六條ニ規定スルモノヲ除クノ外保管金ニシテ政府ノ所得ニ歸シタルモノアルトキハ取扱官庁ハ前條第二項ノ規定ニ準シ其ノ都度之ヲ歳入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ但シ特殊ノ資金ニ組入ヲ要スルモノニ付テハ當該資金

ニ組入ノ手續ヲ爲スモノトス

第七章 雜 則

第十九條 保管金ヲ提出シタル者其ノ交付ヲ受ケタル保管金受領証書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ証明請求書ヲ取扱官
庁ニ提出シ之カ証明ヲ請求スルコトヲ得

取扱官庁前項ノ請求ヲ受ケ其ノ理由アリト認メタルトキ之カ証明ヲ爲スヘシ

第二十條 支出官事務規程中国庫金送金通知書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ於ケル取扱手續ニ関スル規定ハ本令ニ依ル
国庫金送金通知書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十一條 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 保管物取扱規程及明治三十六年大藏省令第九号ハ之ヲ廢止ス

第十三條 本令施行前保管物取扱規程ニ依リ金庫ニ寄託シタル保管金ハ本令ニ依リ大藏省預金部ニ預入レタルモノト
看做ス

前項ノ場合ニ於テ取扱官庁ハ当該金庫ノ国庫金出納ノ事務ヲ引継キタル日本銀行ヲ其ノ預金取扱店ト爲スヘシ

第二十四條 前條ノ保管金ノ払渡、他店払、保管替、歳入納付、特殊資金ニ組入又ハ期滿失効年月日ノ變更ニ関スル通
知ノ手續ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル但シ金庫ニ於テ領收証書ヲ発行シタル保管金ニ付テハ第七條、第八條、第十二條
乃至第十五條及第十八條ノ手續ヲ爲スモノトス

前項但書ノ場合ニ於テ取扱官庁ハ其ノ振出ス小切手ニ金庫ノ発行シタル領收証書ノ年月日及番号ヲ附記スヘシ

附 則 (昭和二十二年大藏省令第九十七号)

この省令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

取扱官庁は、第二号書式の国庫金送金通知書に代え、当分の間従前の書式による保管金支払通知書を使用することが

である。

附 則 (昭和二十三年大藏省令第二十三号)

この省令は、公布の日からこれを施行する。

註 (別表書式省略)

政府保管有価証券取扱規程

(大正十一年二月一日)
大藏省令第八号

〔改正〕大正十五年第十一号、昭和六年第九号、十八年第五十二号、十九年第一百十一号、二十三年第二十六号
二十五年第十一号

第一章 総 則

則

第一條 政府ノ保管ニ係ル有価証券ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受払保管ヲ爲スヘシ

第二條 取扱官庁ハ政府保管有価証券ヲ其ノ所在地日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)ニ又其ノ地ニ日
本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ニ之ヲ寄託スヘシ但シ数日内ニ払渡ヲ爲ス必要アルモノ又ハ特殊ノ事由アルモノニ
付テハ此限ニ在ラス

第三條 取扱官庁ハ取扱主任官ノ職務及氏名ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

前項ノ取扱主任官ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第四條 本令中取扱官庁トアルハ警察法第三十七條ニ規定スル警察署長ヲ含ムモノトス

第二章 保管有価証券ノ提出及寄託

第五條 保管有価証券ヲ提出スル者ハ第一号書式ノ政府保管有価証券提出書及其ノ印鑑ヲ添ヘ有価証券ヲ取扱官庁ニ提

出スヘシ

取扱官庁前項ノ提出書ノ必要ナシト認メタル場合ニ於テハ之ヲ省略セシムルコトヲ得

第六條 取扱官庁ハ保管有価証券ヲ提出スル者ヲシテ予メ有価証券ヲ其ノ所在地日本銀行又其ノ地ニ日本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ニ於ケル取扱官庁ノ保管有価証券口座ニ振込マシムルコトヲ得

取扱官庁ハ其ノ保管有価証券口座ニ振込ム爲前項以外ノ日本銀行本店又ハ支店ニ予メ有価証券ヲ提出セシムルコトヲ得此場合ニ於テ取扱官庁ハ第三條ノ手續ヲ爲スノ外有価証券ヲ提出シタル日本銀行ニ取扱主任官ノ印鑑ヲ添ヘ其ノ職務及氏名ヲ通知スヘシ

第七條 保管有価証券ヲ提出スル者前條第一項ノ振込ヲ爲サムトスルトキハ第二号書式ノ政府保管有価証券振込書ヲ、第二項ノ振込ヲ爲サムトスルトキハ第二号ノ二書式ノ政府保管有価証券他店振込書ヲ添ヘ有価証券ヲ日本銀行ニ提出シ政府保管有価証券振込済通知書ノ交付ヲ受クヘシ

保管有価証券ヲ提出スル者前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ交付ヲ受ケタル政府保管有価証券振込済通知書及其ノ印鑑ヲ取扱官庁ニ提出スヘシ

第八條 取扱官庁第五條又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ有価証券又ハ政府保管有価証券振込済通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ第三号書式ノ政府保管有価証券受領証書ヲ提出者ニ交付スヘシ

第九條 取扱官庁第五條ノ規定ニ依リ提出ヲ受ケタル政府保管有価証券ヲ日本銀行ニ寄託セムトスルトキハ政府保管有価証券提出書ヲ添ヘ之ヲ日本銀行ニ送付シ政府保管有価証券受託証書ノ交付ヲ受クヘシ但シ第五條第二項ノ規定ニ依リ政府保管有価証券提出書ヲ省略セシメタルモノニ付テハ第四号書式ノ政府保管有価証券内訳書ヲ添付スルモノトス

第十條 取扱官庁ハ遺失物法ノ規定ニ依リ保管スル有価証券ヲ寄託セムトスルトキハ前條ノ手續ヲ爲スノ外其ノ旨ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第十一條 保管有価証券附属利札又ハ保管有価証券附属賦札ノ交付ヲ受ケタル權利ヲ有スル者ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ第五條ノ場合ニ於テハ取扱官庁ヲ經テ日本銀行ニ、第七條第一項ノ場合ニ於テハ政府保管有価証券振込書ニ添

ヘ之ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第三章 保管有価証券ノ払渡

第十二條 保管有価証券ノ払渡ヲ受ケタル權利ヲ有スル者ハ第五号書式ノ政府保管有価証券払渡請求書又ハ第八條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル政府保管有価証券受領証書ヲ取扱官庁ニ提出シ其ノ払渡ヲ請求スヘシ

第十三條 取扱官庁前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ政府保管有価証券受託証書又ハ政府保管有価証券振込済通知書ニ払渡ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ請求者ニ交付スヘシ

取扱官庁前條ノ請求ニ依リ政府保管有価証券ノ一部ノ払渡ヲ要スルトキハ政府保管有価証券受託証書又ハ政府保管有価証券振込済通知書ニ一部払渡ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ送付シ請求者ニ対シテハ第六号書式ノ政府保管有価証券一部払渡書ヲ交付スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ受託証書、通知書又ハ払渡書ノ交付ヲ受ケタル者ハ之ヲ日本銀行ニ提出シ有価証券ノ払渡ヲ受クヘシ

第十四條 取扱官庁第十二條ノ請求ヲ受ケタルトキ第二條但書ノ規定ニ依リ有価証券ヲ保管スル場合ニ於テハ之ヲ請求者ニ払渡スヘシ

第十五條 保管有価証券附属利札又ハ保管有価証券附属賦札ノ交付ヲ受ケタル權利ヲ有スル者其ノ支払期到來シタルモノノ交付ヲ請求セムトスルトキハ第七号書式ノ政府保管有価証券利札請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ但シ日本銀行ニ対シ政府保管有価証券附属賦札ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ政府保管有価証券賦札ノ請求書ニ当該賦札ヲ交付スルモ妨ナキ旨ノ取扱官庁ノ承認ヲ受クヘシ又日本銀行ニ対シ最後ノ政府保管有価証券附属賦札ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ第十二條及第十三條ノ例ニ從ヒ有価証券ノ交付ヲ受クヘシ

第二條但書ノ規定ニ依リ取扱官庁ニ於テ有価証券ヲ保管スル場合ニ於テハ前項ノ權利者ハ前項ノ請求書ヲ取扱官庁ニ提出スヘシ

取扱官庁前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ有価証券附屬利札又ハ賦札ヲ請求者ニ交付スヘシ
第十六條 取扱官庁日本銀行ヨリ日本銀行政府有価証券取扱規程第十二條ノ規定ニ依リ遺失物法ニ依ル政府保管有価証券元金受入ノ通知ヲ受ケタルトキハ保管金トシテ之カ整理ヲ爲スヘシ

第四章 保管有価証券ノ保管替

第十七條 甲官庁ニ身元保証金トシテ有価証券ヲ提出シタル者乙官庁ニ保管替ヲ請求セムトスルトキハ第八号書式ノ政府保管有価証券保管替請求書ニ通テ甲官庁ニ提出スヘシ

第十八條 甲官庁前條ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該有価証券ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絶シ、日本銀行ニ寄託セルモノニシテ保管替ノ理由アリト認メタルトキハ政府保管有価証券保管替請求書ノ一通ニ承認ノ旨ヲ記入シ之ヲ乙官庁ニ送付シ政府保管有価証券受託証書又ハ政府保管有価証券振込済通知書ニ寄託替ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第十九條 乙官庁前條ノ請求書ノ送付及日本銀行ヨリ政府保管有価証券受託証書ノ送付ヲ受ケタルトキハ政府保管有価証券受領証書ヲ保管替請求者ニ交付スヘシ

第五章 政府ノ所得ニ歸シタル保管有価証券

第二十條 政府保管有価証券ニシテ法令ノ規定又ハ契約ニ依リ政府ノ所得ニ歸シタルモノアルトキハ取扱官庁ハ其ノ都度之ヲ所管大臣ノ指定スル主務官庁ニ報告スヘシ

主務官庁前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ該有価証券ヲ換価シ歳入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ但シ特殊ノ資金ニ組入ヲ要スルモノニ付テハ当該資金ニ組入ノ手續ヲ爲スモノトス

第六章 証 明

第二十一條 取扱官庁日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ヨリ政府保管有価証券ノ受入及払渡ノ請求書ノ番号及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府保管有価証券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ証明ノ上五日内ニ之ヲ統轄店又ハ特扱代理店ニ返付スヘシ但シ相違アル点ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ返付スル場合ニ於テ統轄店取扱官庁ノ所在地外ニ在ルトキハ其ノ所屬店ヲ經由スヘシ

第七章 雜 則

第二十二條 取扱官庁政府保管有価証券受託証書又ハ政府保管有価証券振込済通知書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ証明請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ証明ヲ請求スルコトヲ得

第七條第一項ノ振込人政府保管有価証券振込済通知書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ亦同ジ

第二十三條 政府保管有価証券ノ払渡ヲ受クル權利ヲ有スル者政府保管有価証券受託証書、政府保管有価証券振込済通知書又ハ政府保管有価証券一部払渡書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ証明請求書ヲ取扱官庁ニ提出シ之カ証明ヲ請求スルコトヲ得

取扱官庁前項ノ請求ヲ受ケ其ノ理由アリト認メタルトキハ之カ証明ヲ爲シ其ノ旨ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第二十四條 取扱官庁政府保管有価証券月計突合表ニ証明ヲ爲シタル後其ノ証明ニ付誤謬アルコトヲ発見シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ証明ヲ爲シ之ヲ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ニ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ送付スル場合ニ於テハ其ノ所屬店ヲ經由スヘシ

附 則

第二十五條 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 本令施行前保管物取扱規程ニ依リ金庫ニ寄託シタル保管有価証券ハ当該金庫ノ政府有価証券取扱ノ事務ヲ引継キタル日本銀行ニ寄託シタルモノト見做ス

前項ノ保管有価証券ハ従前ノ規定ニ依リ之カ受払保管ヲ爲スヘシ

附 則 (昭和十八年大藏省令第五十二号)
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現存スル用紙ハ当分ノ内之ヲ使用スルコトヲ得

附 則 (昭和二十三年大藏省令第二十六号)
 この省令は、公布の日から、これを施行する。
 註 別表書式省略

物品税法(抄)

(昭和十五年三月二十九日
 法律第四十号)

〔改正〕昭和二十三年法律第七号、法律第二百六十二号、二十四年第四十三号、第三百八十六号
 第十三條 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品税ヲ免除ス

- 一 輸出スルモノ
- 二 學術研究用ニ供スルモノ
- 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ

(第二項略)

物品税法施行規則(抄)

(昭和十五年三月三十一日
 勅令第五百十号)

〔改正〕昭和二十三年政令第四百十八号、第二百九十号、二十四年第八十三号、第四百四十九号、第四百七号
 第二十六條 物品税法第十三條第一項第三号ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除スル物品ヲ定ムルコト左ノ如シ

七 教科用図書ニシテ文部省ニ於テ著作権ヲ有シ又ハ検定ヲ爲シタルモノノ用ニ供スル紙

貨物運送規則別表(抄)

(昭和十七年二月
 運輸通信省告示第三十一号)

貨物等級表(抄)

品 類	品 目	等級	記 事
(五二) 書類印刷物類	国 定 教 科 書 其ノ他ノ書籍 雜 誌 写真、繪葉書、地圖 書 画 郵 便 葉 書 其ノ他ノ印刷物類(書式紙類手記シタル 記録類ヲ含ム)	八 三 四 三 二 三 三	小口扱特別貨率 古雑誌ノ類ハ(四五)紙類 美術品及骨董品ニ属スルモノハ(五七)貴重品ニ依ル

貨物特定貨率(抄)

(昭和二十年三月六日
 運輸通信省告示第五十九号)

貨物特定貨率左ノ通定メ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十七年十二月十八日鉄道省告示第二百九十号ハ之ヲ廢止ス

(抄)

品目番号	品目	扱種別	賃率	記	事
三	中等学校用検定教科書	小口扱	普通賃率	1、本特定賃率ハ省線内及省線ト内地連絡社線相互間発着ノモノニ限り之ヲ適用ス	
	車扱	五級賃率		2、本貨物相互ハ他ノ貨物ト同一口トスル場合ハ貨物運送規則表貨物等級表中等級適用方第六号又ハ貨物普通表及特別賃率表中賃率適用方第六号ニ準ジ取扱フモノトス	

罰金等臨時措置法(抄)

(昭和二十三年十二月十八日
法律第二百五十一号)

- 第一條 経済事情の変動に伴う罰金及び科料の額等に関する特例は、当分の間、この法律の定めるところによる。
- 第二條 罰金は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第十五條及び刑法施行法(明治四十一年法律第二十九号)第二十条の規定にかかわらず、千円以上とする。但し、これを減輕する場合においては、千円以下に下げることができる。
- 2 科料は、刑法第十七條及び刑法施行法第二十條の規定にかかわらず、五円以上千円未満とする。
- 第三條 左に掲げる罪につき定めた罰金については、それぞれその多額の五十倍に相当する額をもつてその金額とする。
- 刑法の罪。但し、第五百五十二條の罪を除く。
- 二 暴力行爲等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪
- 三 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の罪
- 2 刑法第五百五十二條中「一円以下」とあるのは、「五十円以下」とする。

第四條 前條第一項各号に掲げる罪以外の罪(條例の罪を除く。)につき定めた罰金については、その多額が二千円に満たないときはこれを二千円とし、その寡額が千円に満たないときはこれを千円とする。但し、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

- 3 前項但書の場合において、その罰金の額が千円に満たないときは、これを千円とする。
- 4 第一項の罪につき定めた科料で特にその額の定のあるものについては、その定がないものとする。但し、科料の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。
- 第五條 以下略

昭和二十六年に入学する児童に対する 教科用図書の特与に関する法律

(昭和二十六年三月二十九日
法律第四十九号)

(この法律の目的)

第一條 この法律は、義務教育の無償の理想のより広範な実現への試みとして、地方公共団体に対して、昭和二十六年に公立学校に入学する児童の教科用図書の給与を奨励することを目的とする。

(教科用図書の給与に対する国の補助)

第二條 国は、前條の目的に資するため、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)が、昭和二十六年にその設置する小学校の第一学年に入学する児童(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四百四條第一項の規定により当該市町村が国、都道府県又は学校法人に教育を委託した児童を含み、学年の中途において他の学校から転学した児童を除く。)に対して、その第一学年の課程において使用する政令で定める国語及び算数の教科用図書を給与する場合に

は、予算の範囲内において、その給与に要する経費の二分の一を補助するものとする。

2 国は、前條の目的に資するため、都道府県が、昭和二十六年にその設置する盲学校及びろう学校の小学部の第一学年に入学する児童（学年の中途において他の学校から転学した児童を除く。）に対して、その第一学年の課程において使用する政令で定める国語、算数その他の教科用図書を給与する場合には、予算の範囲内においてその給与に要する経費の二分の一を補助するものとする。

3 前二項の規定による国の補助金の交付の手續については、政令で定める。

（都の特例）

第三條 前條第一項の規定の適用については、特別区の設置する小学校は、都の設置する小学校とみなし、当該小学校に關しては、都は市町村とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十六年に入学する児童に対する

教科用図書の給与に關する法律施行令（昭和二十六年三月二十九日） （政令第五十五号）

内閣は、昭和二十六年に入学する児童に対する教科用図書の給与に關する法律（昭和二十六年法律第四十九号）第二條の規定に基き、この政令を制定する。

（教科用図書）

第一條 昭和二十六年に入学する児童に対する教科用図書の給与に關する法律（以下「法」という。）第二條第一項に規定する国語及び算数の教科用図書は、国語及び算数の教科用図書〔学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第

二十一條第一項に規定する教科用図書をいう。〕で、所管の教育委員会〔学校教育法第四條第一項の規定により市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）が国又は学校法人に教育を委託した児童については、当該児童の入学する小学校〕が昭和二十六年に小学校の第一学年の課程において使用する教科用図書として採択したものを各教科について一種類とする。

2 法第二條第二項に規定する国語、算数その他の教科用図書は盲学校にあつては、国語、算数及び音楽、ろう学校にあつては国語、算数及び理科の教科用図書〔学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十三條の十一第二項において準用する同規則第二十九條に規定する教科用図書をいう。〕で、都道府県の教育委員会が昭和二十六年に盲学校及びろう学校の小学部の第一学年の課程において使用する教科用図書として採択したものを各教科について一種類とする。

（補助金交付の時期及び額）

第二條 法第二條の規定による国の補助金は、四月中に概算でその十分の八に相当する額を交付し、翌年二月中にその残額を交付して精算するものとする。

（補助金交付の申請）

第三條 市町村の教育委員会（教育委員会の設置されていない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）は、法第二條第一項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に四月一日に入学した同項に規定する児童に給与する第一條第一項に規定する教科用図書の名称及びその定価、当該教科用図書の異なるごとにこれを給与する児童の数並びに当該教科用図書の給与に要する経費の額を記載した書類を添えて、これを四月五日までに都道府県の教育委員会に提出し、都道府県の教育委員会は、これらの書類に当該教科用図書の異なるごとにこれを給与する児童の總合計数及び当該教科用図書の給与に要する経費の總額を記載した書類を添えて、これを同月二十日までに文部大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金交付申請書を提出した市町村の教育委員会は、児童の死亡、転学その他の事由に因り同項

- の規定により提出した書類に記載した教科用図書との給与に要する経費の額のうち不要となつた金額があるときは、その金額及びその算出の内訳を記載した書類を翌年一月二十日までに都道府県の教育委員会に提出し、都道府県の教育委員会は、当該書類に不要となつた金額の総額及びその算出の内訳を記載した書類を添えて、これを同月三十一日までに文部大臣に提出しなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、法第二條第二項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に四月一日に入学した同項に規定する児童に給与する第一條第二項に規定する教科用図書の名称及びその定価、当該教科用図書の異なるごとにこれを給与するその児童の数並びに当該教科用図書の給与に要する経費の額を記載した書類を添えて、これを四月二十日までに文部大臣に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により補助金交付申請書を提出した都道府県の教育委員会は、児童の死亡、転学その他の事由に因り同項の規定により提出した書類に記載した教科用図書の給与に要する経費の額のうち不要となつた金額があるときは、その金額及びその算出の内訳を記載した書類を翌年一月三十一日までに文部大臣に提出しなければならない。
- (市町村に対する補助金の交付の方法)
- 第四條 法第二條第一項の規定による補助金の交付は、都道府県の教育委員会を通じて行うものとする。
- (都の特例)
- 第五條 特別区の設置する小学校に入学する児童に対する教科用図書の給与に要する経費に係る補助金の交付に関しては、第三條第一項及び第二項の規定により市町村の教育委員会が行うものとされた事務は、都の教育委員会が行うものとする。

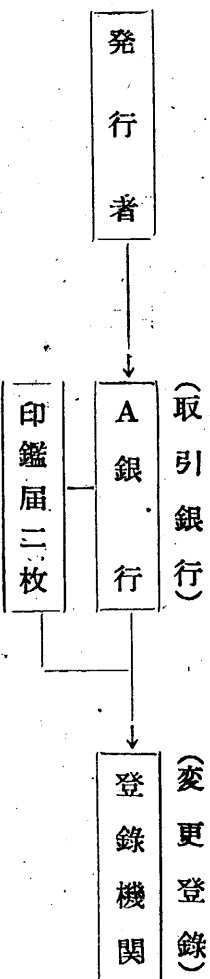
附 則

この政令は、法施行の日（昭和二十六年三月二十九日）から施行する。

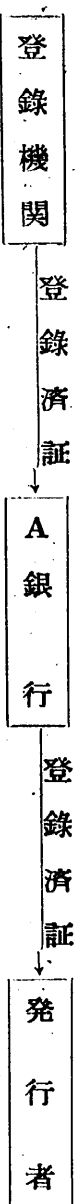
附 録

教科書発行保証金として納付すべき金融債の取扱要領

- 1 発行者が教科書発行保証金として金融債をもつて納付しようとするときは、取引銀行を通じ、登録機関へ、文部大臣を担保権者とする登録社債担保権登録請求書（以下登録請求書という）を提出して、変更登録をすること。なお、取引銀行は、登録請求書一枚につき印鑑届二葉を、登録機関へ提出すること。

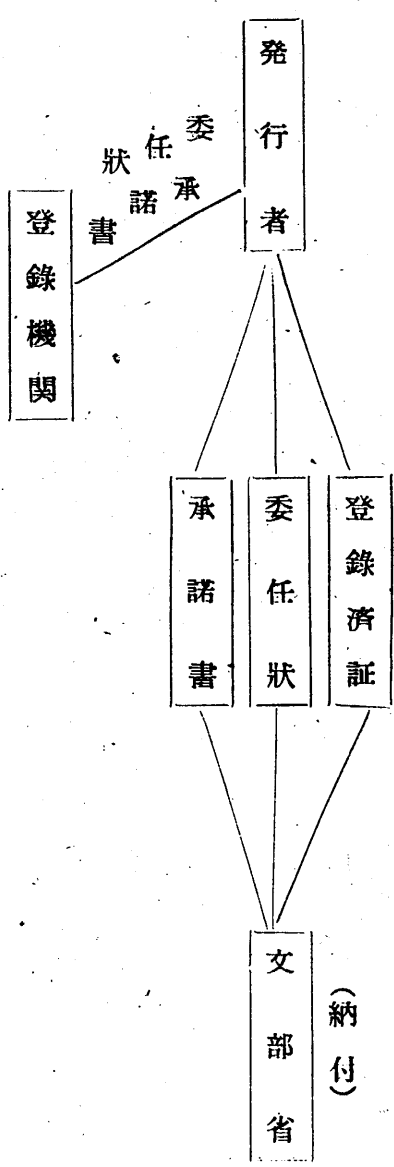


- 2 発行者は、取引銀行を通じ、登録機関から登録請求書に基いた登録社債担保権登録済証（以下登録済証という）の交付を受けること。

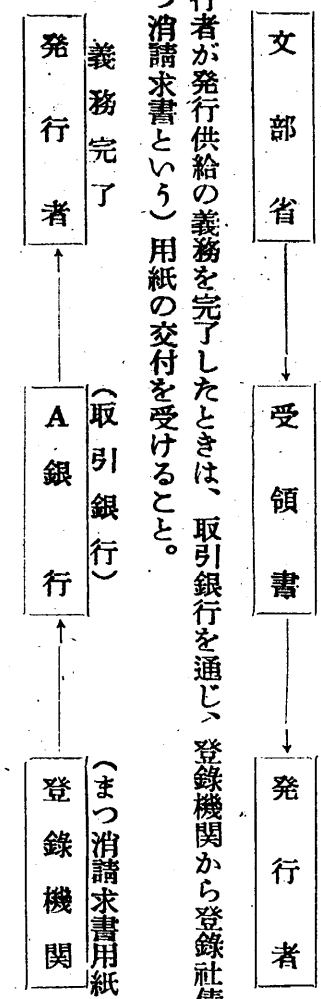


- 3 発行者は、登録済証と取引銀行において作成された文部大臣あての委任状、および承諾書を、文部省大臣官房会計

課経理掛（以下文部省という）に提出して、納付の手續をすること。

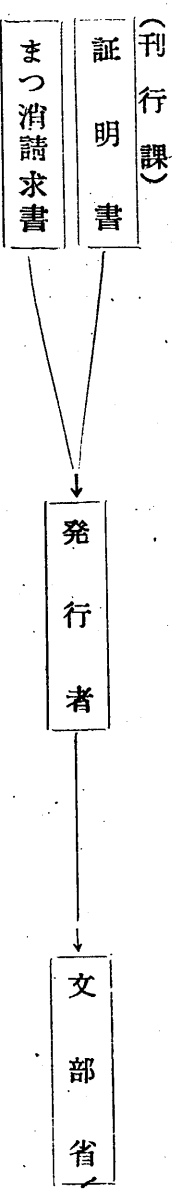


4 発行者が納付の手續をしたときは、文部省から登録社債担保権登録済証受領書（以下受領書という）の交付を受けること。

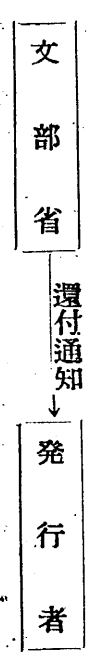


5 発行者が発行供給の義務を完了したときは、取引銀行を通じ、登録機関から登録社債担保権登録まつ消請求書（以下まつ消請求書という）用紙の交付を受けること。

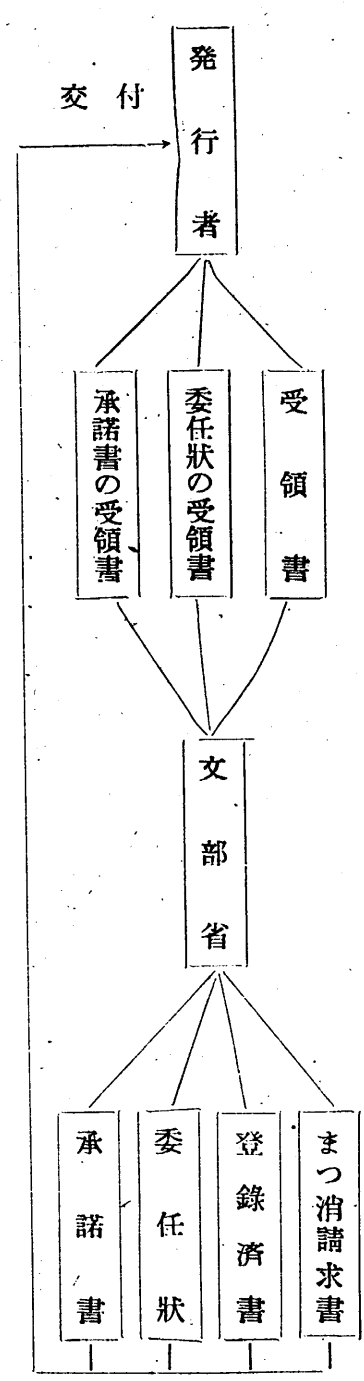
6 発行者は、まつ消請求書と発行供給の義務を完了した証明書を、文部省へ提出、還付の手續をすること。



7 発行者が還付の手續をしたとき、文部省から還付月日を通知する。



8 発行者は、還付月日が到来したときは、先に交付済の受領書下欄に受領の旨を証明押印し、取引銀行から先に提出済の委任状および承諾書の受領書を文部省に提出して、まつ消請求書登録済証委任状、および承諾書の交付を受けること。



承諾書（様式）

昭和 年 月 日当行が貴省に提出した委任状は、昭和 年 月 日〇〇書籍株式会社が教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）の規定に基づき、義務を履行した後でなければ委任事項を解除しないこと、及び右義務不履行の場合は担保権者において任意に処分されることもさしつかえないことを承諾します。

昭和 年 月 日

文部大臣殿

担保権設定者

委任状（様式）

私は文部大臣をもつて代理人と定め、下記担保物件のまつ消ならびに変更登録に関する一切の権限を委任します。

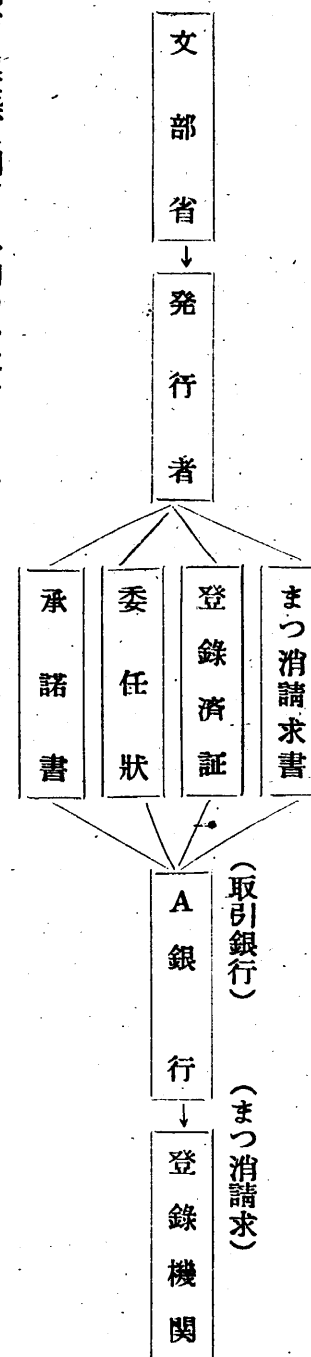
記

昭和 年 月 日

委任者 担保権設定者

受任者 文部大臣

9 発行者は、文部省から交付を受けたまつ消請求書、登録済証、委任状および承諾書の四通を、取引銀行を通じ登録機関に提出して、まつ消を請求すること。



10 文部省は登録に関する一切の手数料を負担しないものとする。
 註 登録公社債用印鑑届、担保権登録請求書、社債登録済証、登録社債担保権登録済証、登録社債担保権登録まつ消請求書
 以上の用紙は登録機関に用意してあるものを使用すること。

教科書供給完了届並完了証明願

1. 書名

昭和 年 月 日付発行の御指示を受けた右教科書は、(販売会
社に業務の代行を委託した発行者は「〇〇〇の証明の通り」と記載す
る。)昭和 年 月 日を以て別紙明細通り供給完了いたしました
のでお届けいたします。御省会計課へ保証金還付願を提出する必要
がありますので右供給完了したことを御証明願います。

内 訳

1. 書 名

1. 発行指示册数

1. 出 荷 册 数

1. 予 備 册 数

1. 供 給 完 了 日

県 名	册 数	県 名	册 数
北海道 北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛		三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿	
道森手城田形島城木馬玉葉京川瀉山川井梨野阜岡知		重賀都阪庫良山取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎島	
奈		歌	兒

教科書発行保証金の還付請求書式

書式(1)

昭和 年 月 日

文部省大臣官房会計課長 殿

発行会社名

昭和 年度用教科書保証金還付願

昭和 年 月 日発行指示による左記教科書は別紙証明の通り供

給完了致しましたので該当保証金を還付下さるようお願いいたします。

記

1. 書 名

2. 金 額

書 式 (2)

昭和 年 月 日

文部省調査普及局長 殿

発行会社名

自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日

教科書製造

教科書 番号	教科書名	卷数	発行指 示印刷 許可 冊数	印刷許 可日	印		
					前記 報告 冊数	本期 間	累計

記載注意

- (1) この報告書は特別の指示なき限り毎月5日、15日、25日の各日現在と。
- (2) 前記報告冊数欄には、前記報告書の印刷、製本、供給の累計冊数を
- (3) 印刷、製本、供給各欄の終了予定日は、報告作成時における終了見
- (4) 製造供給が前期の報告書に記載した予定日より遅延し、又はその見
- (5) 用紙はB・4判を使用するものとする。

供 給 報 告 書

印 名 氏 者 行 發
名 者 任 責 成 作 書 告 報
號 番 話 電

昭和 年 月 日出

[illegible]

をもつて作成し、その翌日までに必ず刊行課に到着するように提出すること

記載するとと。

込の日を記入すること。

込があつた時は、その理由あるいは原因を備考欄に詳細に記入すること。

II-152

教科書製造供

發行者名

[illegible]

記載注意

1. この計画書には、26 年度において発行する教科書全部（中・後期
2. 発行指示は、諸種の事情によりおくれる見込なので、本計画書に
3. 印刷あるいは製本が2 工場以上にわたる場合は、印刷工場名及製
を比率で記入すること。
4. 供給の配送区分欄には、自家発送、販賣会社に委託の区分に従つ
場合地区により、その取扱又は方法が異なるときは次欄を利用さ
5. 配送機関名欄には、委託の場合は、委託した販売会社名を記入
6. 配送地欄には発送作業をする地名を記入すること。
7. 25 年度用残本欄には、25 年度供給教科書の残本を、26 年度に供
8. 用紙はA・3 判を使用するものとする。

給 予 定 計 画 表

昭和 年 月 日

[illegible]

に使用するものも含む。)について記載し二通提出すること。

は印刷許可冊数を記入すること。

本工場名欄中のパーセント記入欄に、その総数に対する工場毎の依頼量

て、夫々自家あるいは委託と記入すること。ただし販売会社に委託する
 たい。

し、自家発送の場合は、自家と記入すること。

給する場合に、その残本冊数を記入すること。

II-152

附 録

昭和26年度用教科書定価算出便覧

教科書法令研究会編

摘 要			A — 5								B — 6								備 考											
用 紙	本 文		台数× $\frac{\text{部数}}{1,000} \div (1 - \text{ヤレ率}) = \text{ヤレ込所要レン数}$								台数× $\frac{\text{部数}}{2,000} \div (1 - \text{ヤレ率}) = \text{ヤレ込所要レン数}$								ヤレ率 1度〜2度刷 3.3 (枚葉紙) 5.5 (巻取紙) 3〃〜4〃 5.2 5〃〜6〃 7.0 7〃〜8〃 8.8 9〃〜10〃 10.6 11〃〜12〃 12.3											
	表 紙	A 判 ヨ リ	$\frac{\text{部数}}{4,000} \div (1 - \text{ヤレ率}) = \text{ヤレ込所要レン数}$																											
		B 判 ヨ リ	$\frac{\text{部数}}{4,750} \div (1 - \text{ヤレ率}) = \text{ヤレ込所要レン数}$								$\frac{\text{部数}}{8,000} \div (1 - \text{ヤレ率}) = \text{ヤレ込所要レン数}$																			
ク ロ ー ス	布 製		$4.47 \times \frac{\text{部数}}{10,000} \times \text{割増率} = \text{所要本数}$								$3.85 \times \frac{\text{部数}}{10,000} \times \text{割増率} = \text{所要本数}$								割増率 ページ 96 以下 97ヨリ 144マデ 145〃 193〃 241〃 289〃 337〃 1 1.1 1.2 1.3 1.4 1.5 1.6											
	紙 製		$3.63 \times \frac{\text{部数}}{10,000} \times \text{割増率} = \text{所要本数}$								$3.13 \times \frac{\text{部数}}{10,000} \times \text{割増率} = \text{所要本数}$																			
印 刷 費 (単位1度刷1ページ当り銭)	区 分		A — 5				A — 6				B — 5				B — 6				製造部数が、活版で9,000部以下、平版で12,000部以下のときは、下の割増率による割増額を加算するものとする。 部 数 三、〇〇〇以下 三、〇〇〇〃 一〇、〇〇〇〃 九、〇〇〇〃 八、〇〇〇〃 七、〇〇〇〃 六、〇〇〇〃 五、〇〇〇〃 四、〇〇〇〃 三、〇〇〇〃 二、〇〇〇〃 一、〇〇〇〃 割増率 3% 4 5 6 7 8 9 10 15 20 30 65											
	印刷方式		活 版		平 版		活 版		平 版		活 版		平 版		活 版		平 版													
	印刷度数		1度刷 2度刷以上		1度刷 2度刷以上		1度刷 2度刷以上		1度刷 2度刷以上		1度刷 2度刷以上		1度刷 2度刷以上		1度刷 2度刷以上		1度刷 2度刷以上													
	本 文	平 台 印 刷	1,696	2,006	3,815	4,329	0,848	1,003	1,907	2,164	2,368	2,730	5,096	5,844	1,184	1,365	2,548	2,922												
		輪 転 印 刷	1,061	1,297	—	—	0,630	0,648	—	—	1,530	1,878	—	—	0,765	0,939	—	—												
表 紙	薄 物	1,985	2,333	4,195	4,737	0,992	1,166	2,097	2,368	2,780	3,136	5,564	6,366	1,390	1,568	2,782	3,183													
	厚 物	2,192	2,566	4,488	5,051	1,096	1,283	2,244	2,525	3,040	3,470	5,866	6,656	1,520	1,735	2,933	3,328													
製 本 費 (単位銭)	区 分		切付け背クロス巻				切 付 け く る み				中 と じ く る み				別 表 紙 の 場 合				共 表 紙 の 場 合				1. この表はA5判及びB6判に共通であるが、B5判の場合は60%を加算する。 2. 10台以上製本の場合は、それぞれ6銭を加算する。 3. 8ページ及び4ページは一台とみなして計算するが、本文中に生ずる2ページは台数に算入しない。 4. 表紙裏は、折込表及び紙質又は印刷方法の異なるら、図表及び口絵等は、これを一台とみなす。 5. とじは針金2か所とじを基準とする。 6. 1部当り銭位未満は四捨五入する。							
	製 (1部当り)	縦 型 と じ	62				39				44				35															
		横 型 と じ	65				42				52				43															
		本文の折り及び仕上(1台当り)	15				15				16				16															
		輪転印刷の場合	13				13				14				14				1. 1部当り厘位未満は、切捨てる。											
材 料 引 取 運 賃 (単位 厘)	判 型		A 5				A 6				B 5				B 6															
	1ページ当り引取運賃		6				3				10				5															
製 版 費 (単位円)	区 分		A 5				A 6				B 5				B 6												全判耐用20,000通しとする。 欧文算式及びけい組みは50%を増す。 耐用240,000通しとする。 耐用80,000通しとし、鋳込、めつき、さらえを含む。 耐用300,000通しとする。			
	オフセット原版(書版)		800				450				1,200				650															
	〃 (プロセス版)		1,200				700				1,800				1,000															
	オフセット刷版		900				900				1,300				1,300															
	組 版		400〜500				250〜300				600〜750				350〜450															
	紙 型		40				25				60				35															
	鉛 版		80				50				120				70															
	電 気 版		350				200				500				300															
	と つ ば ん		坪				30																							
	網 版		〃				50																							
	木 版		〃				100〜300																							
	ぞ う が ん		字				10																							
生産費に対する他費目の比率			事 業 費		38%		輸 送 費		下表に依る		特約供給所 手数料		7%		取次供給所 手数料		25%		印 税 (編さん費を含む)		別表による									
製本様式			A—5								B—6																			
並 製 本	35 听 紙		2.0 銭								1.4 銭																			
	55 听 紙		2.2 〃								1.5 〃																			
総 ク ロ ー ス 製 本			2.7 〃								1.8 〃																			
上 製 本			2.7 〃								2.0 〃																			

昭和二十六年三月二十六日 印刷
昭和二十六年三月三十一日 発行

(非売品)

教科用図書関係法令集

文部省調査普及局刊行課

東京都中央区日本橋両国一六

印刷者

新生印刷株式会社
電話茅場町(66)四六〇一・六一六三

II-152

II-152